

播磨町環境基本計画

～ みんなで育む 豊かな環境のまち はりま ～



平成 23 年 3 月

播 磨 町

ごあいさつ

播磨町は、東播磨臨海工業地域の一翼を担う工業地帯と住宅地が共存する町として発展してまいりました。また、穏やかな瀬戸内海に面し、国指定史跡の「おおなかいせき大中遺跡」などの歴史的財産や「のぞえきた野添北公園」「のぞえ野添であい公園」「喜瀬川」「ため池」などといった自然に親しめる緑豊かな憩いの空間が数多くあります。

こうした恵み豊かな地域環境は、住民のかけがえのない財産であり、自然環境を守り、育み、次の世代に引き継いでいくことが、私たちの責務であります。

近年、私たちを取り巻く生活環境は、地球温暖化やオゾン層の破壊、ごみ問題など大きく変わってきており、将来にわたっての持続可能な社会づくり・循環型社会の形成が求められており、地球規模での取り組みとあわせて、地域社会が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要とされています。

このたび、本町では、このように大きく変わりゆく環境の変化に的確に対応するため、平成13年に策定した「播磨町環境基本計画」を全面的に見直し、**みんなで育む 豊かな環境のまち はりま** をめざすべき環境像として掲げ、地域社会の中で住民・事業者・行政それぞれが主体的な取り組みを進めるとともに、相互に連携・協働し、本計画を効果的に推進していこうと考えております。皆様のご理解とご協力そして積極的な参画をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました環境審議会委員の皆様方をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました住民・事業者の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成23年3月

播磨町長 清水ひろ子



目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ及び役割.....	5
3. 計画の期間.....	5
4. 計画における「環境」の捉え方.....	6
第2章 めざすべき環境像と今後の方針	7
1. めざすべき環境像.....	8
2. 基本目標.....	8
3. 施策の体系.....	9
4. 計画の全体像.....	10
第3章 施策の展開	11
1. 地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み（地球温暖化対策）.....	12
2. ごみの減量、リサイクル化等の推進（循環型社会）.....	15
3. うるおいのある自然環境の創出（自然環境・生物多様性）.....	18
4. 快適で安心安全な生活環境の整備（地域環境）.....	21
5. 環境意識の向上と環境学習の推進（環境教育）.....	24
6. 環境と経済の好循環化（環境経済）.....	27
第4章 リーディングプロジェクト及び主体別行動指針	29
1. リーディングプロジェクトの設定.....	30
2. リーディングプロジェクトの展開.....	31
3. 住民・事業者・行政等の環境保全に対する行動指針.....	34
第5章 計画の進行管理	35
1. 計画の推進体制.....	36
2. 計画の協働体制.....	37
3. 計画の進行管理.....	38
資料編	39
1. 町の概要.....	40
2. 町の部門別 CO ₂ 排出量.....	45
3. アンケート調査結果.....	47
4. 環境基本計画策定経過.....	59

第1章

計画の概要

- 1．計画策定の背景と趣旨
- 2．計画の位置づけ及び役割
- 3．計画の期間
- 4．計画における「環境」の捉え方

第 1 章 計画の概要

1 . 計画策定の背景と趣旨

(1) 国際的な動き

環境を取り巻く世界情勢は、現在大きな転換期を迎えています。

1997 年 12 月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP 3) において、温室効果ガス¹ 6 種について、第 1 約束期間 (2008 ~ 2012 年) 中に、先進国全体の合計排出量を 1990 年比で 5 % の削減目標などを示した「京都議定書」が採択されました。

2008 年 7 月に行われた第 34 回主要国首脳会議 (北海道洞爺湖サミット) では、2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量を 50 % 削減するという長期目標を世界全体の目標として共有していくことが提言されました。

また、2013 年以降の温室効果ガス削減に関する国際的枠組みづくり (ポスト京都議定書) についても検討が進んでいますが、2010 年 12 月にメキシコのカンクンで開催された第 16 回締約国会合 (COP16) においては、国際社会がどのような目標を定め、約束するのか、その枠組みについて、確かな合意は実現されませんでした。

一方、生物多様性² については、1992 年リオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議 (地球サミット) において「生物多様性条約」が採択され、2002 年には COP 6 において「2010 年目標」が採択、2006 年の COP 8 では「生物多様性保全における企業の役割の重要性」が指摘されるなど、動きが加速しています。そして、第 10 回目の締約国会議「COP10」が 2010 年 10 月、愛知県名古屋市で開催されました。

(2) 国の動き

我が国は、「京都議定書」において、第 1 約束期間に 1990 年比 6 % の削減目標が課せられました。この目標達成のため、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、国民的プロジェクトである「チーム・マイナス 6 %」などが展開されています。平成 20 年 3 月にはこの計画の改定が閣議決定され、目標達成に向けた対策が進められています。

さらに、平成 18 年 4 月には第 3 次環境基本計画が閣議決定され、平成 20 年 7 月には、2050 年までの長期目標として、温室効果ガスを現状から 60 ~ 80 % 削減する目標を掲げた「低炭素社会³ づくり行動計画」が閣議決定されるなど、環境施策の促進、強化が図られています。

¹ **温室効果ガス** : Greenhouse Gas、GHG。大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン等が該当する。

² **生物多様性** : 生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。

³ **低炭素社会** : 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。

平成 21 (2009) 年 9 月 22 日、京都議定書後の 2013 年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み構築をめざし、国連気候変動サミットにおいて 2020 年までに 1990 年比 25% の温室効果ガス削減の中期目標を「国際公約」として表明し、また途上国の削減努力への資金援助などの支援体制も示すことで、日本の主導的役割をアピールしました。

一方、生物多様性については、条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を体系的に取りまとめ、「生物多様性国家戦略」として、目標や取組指針を明らかにしています。

(3) 兵庫県の動き

県では、平成 7 年 7 月に制定された「環境の保全と創造に関する条例」、平成 8 年に「兵庫県環境基本計画」が策定され、地球温暖化防止に関する取組みが、県民・事業者・行政が一体となって進められてきました。その後、平成 20 年 12 月に策定された「第 3 次兵庫県環境基本計画」により、地球環境問題や都市・生活型公害など、今日の環境問題に適切に対応し、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造するための施策を総合的に推進しています。

また、平成 8 年 3 月には「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」が策定され、県を挙げての温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、平成 12 年 7 月に策定された「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を平成 18 年 7 月に改訂し、県下全域で地球温暖化防止のための実践活動に取り組む、近年の大量消費社会から環境にやさしい循環型社会⁴への構築をめざしています。

さらに、平成 13 年 5 月には「ひょうご循環社会ビジョン」の策定や、ゼロエミッション⁵構想を基本とする環境と調和した資源循環型のまちづくりをめざす「ひょうごエコタウン構想」を平成 15 年 3 月に策定し、具体的事業を展開しています。

自然環境面では、失われた自然や健全な水の循環、人と自然との豊かなふれあいを回復し、美しい県土づくりを推進するため、平成 14 年 5 月に「ひょうごの森・川・海再生プラン」を策定し、森～川～海をつなぐ施策・事業が県下の主流域ごとに取り組まれています。

さらに、平成 18 年 3 月に「兵庫県環境学習教育基本方針」を策定し、環境学習、環境教育を通して、環境保全、環境創造に向けた活動が県下各地域で積極的に推進されています。

⁴ **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品などが廃棄物などとなることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

⁵ **ゼロエミッション**：ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築をめざすもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組みが進んでいる。

(4) 本町の動き

本町は川やため池、海の豊かな水環境に加え、大中遺跡をはじめとする貴重な歴史的財産があります。しかしながら、近年、農地の宅地化が進む中で、自然環境や生活環境の保全には、町全体をあげての意識啓発や取り組みが重要となります。

本町では、平成 13 年 3 月に「播磨町環境基本計画」を策定し、本町の持続可能な発展をめざし、地球環境時代における環境管理のための基本理念を構築し、環境にかかわる施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成 15 年 3 月には「播磨町地球温暖化防止率先実行計画」を策定し、公共施設からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。さらに、平成 22 年 3 月には「播磨町住宅用太陽光発電⁶システム設置費補助金交付要綱」を制定し、一般住宅での太陽光発電の啓発に取り組んでいます。

今回、「播磨町環境基本計画」が平成 22 年度で目標年度を迎えることから、昨今の環境を取り巻く社会経済情勢や地球環境問題などの大きな変化に対応した新たな環境基本計画を策定します。

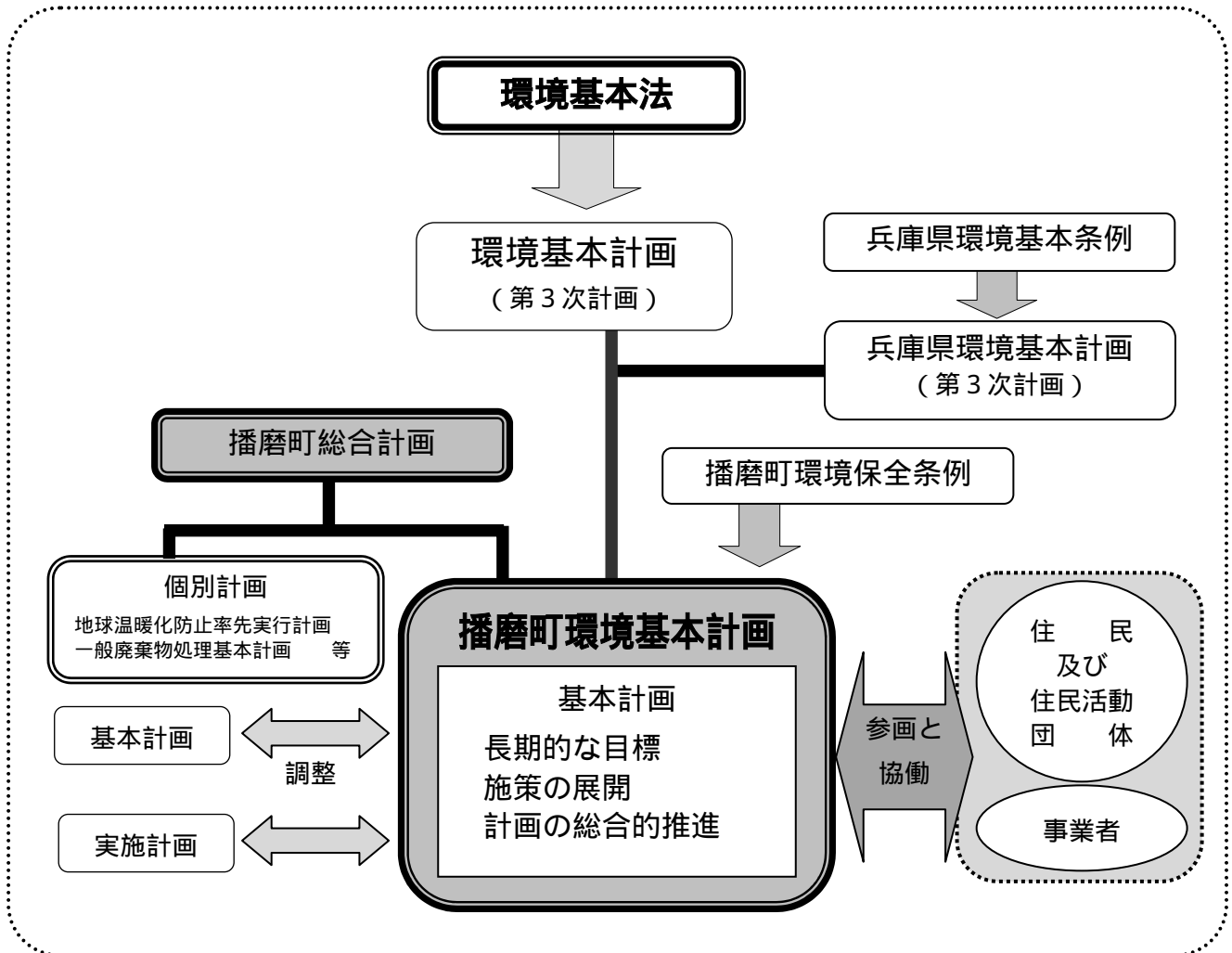


⁶ **太陽光発電**：太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態。

2 . 計画の位置づけ及び役割

本計画は「播磨町総合計画」を環境面から総合的、体系的に補完し、個々の事業や施策が環境に配慮されたものとなるよう支援、誘導、調整する役割を担うものです。また、住民、事業者が日常生活や事業活動を行う上で、環境保全に取り組むことを支援、誘導する役割を担うものです。

さらに、今後、社会の潮流に対応しながら新たな環境施策を講じるなかで、環境への配慮を図りつつ、環境と経済の好循環を生み出すなど、持続可能な社会への新たな展開を図ります。



3 . 計画の期間

本計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。本町の総合計画の終期である平成 32 年度にあわせることにより、総合計画と同時期に改定を行うことで、総合計画と環境計画が一緒に歩むよう調整を図ることを意図しています。ただし、今後の社会情勢の変化及び新たな環境問題などに的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

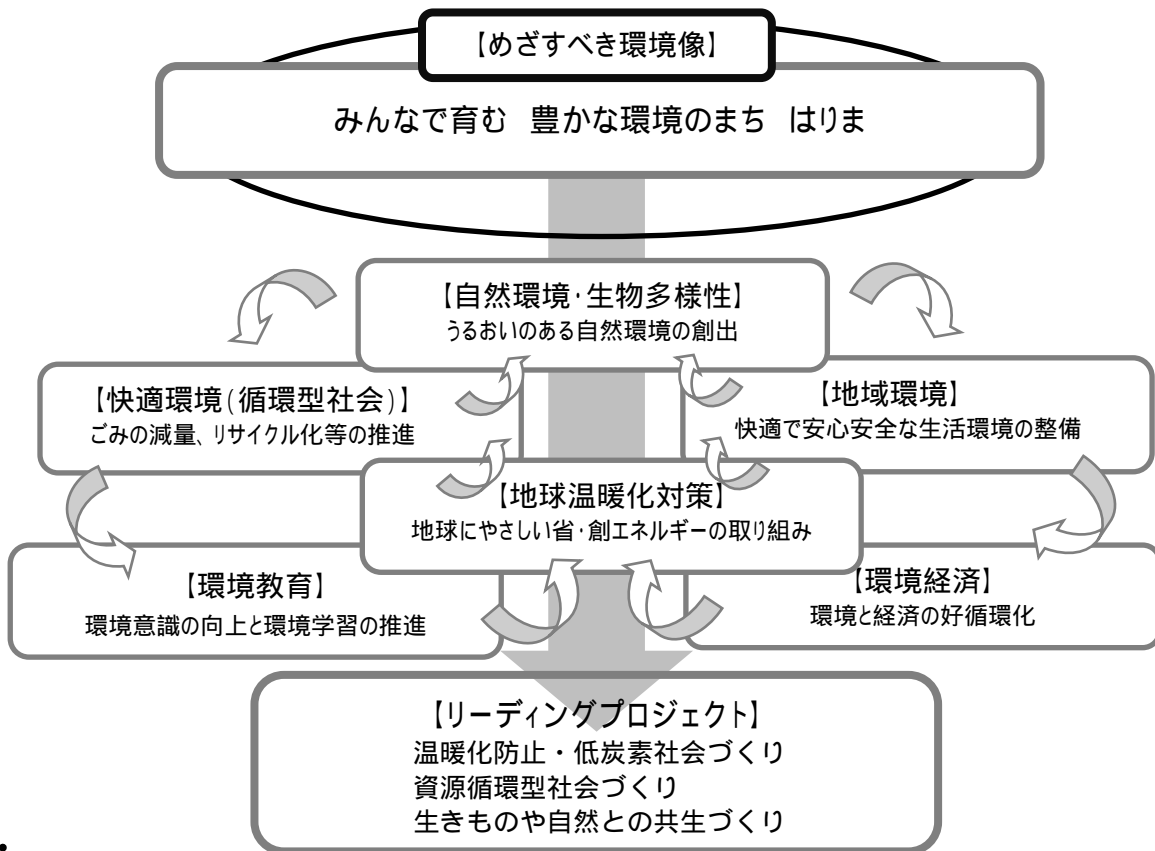
4 . 計画における「環境」の捉え方

本計画の対象にする環境の範囲は、地球環境、そして自然環境を軸に置きながら、住民の生活範囲である生活環境、快適環境に対する取り組みを進めます。また、あらゆる主体を対象とした環境教育や、これらの活動を通じて展開される環境経済活動についても事業者等と連携しながら取り組めます。

【環境の範囲】

地球環境	地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、資源循環（ごみ・リサイクル） 地球環境問題における地域での取り組み
自然環境	水循環（森林・川・ため池・海） 身近な動植物 健全な水循環や生物の生息・生育環境の保全と回復
地域環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下 都市生活型公害及び産業公害の防止
快適環境	歴史文化遺産、景観、公園・緑地、公共空間バリアフリー ⁷ 快適環境の保全・創造
環境教育	意識啓発、体験・体感活動への参画 環境意識の醸成・実践活動の促進
環境経済	低炭素ビジネス、再生可能エネルギー事業 新たな産業の産出

【計画対象 概念図】 環境像の実現に向け、基本目標及びリーディングプロジェクトを連動させながら推進します。



⁷ バリアフリー：障害をもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

第2章

めざすべき環境像と今後の方針

- 1．めざすべき環境像
- 2．基本目標
- 3．施策の体系
- 4．計画の全体像

第2章 めざすべき環境像と今後の方針

1. めざすべき環境像

本町は瀬戸内に面した播磨平野平地部に位置しており、海を望む田園の風景が広がっていましたが、道路網や鉄道網の発達を受け、海面の埋め立てが進められ、平地部は住宅用地、臨海部は工業用地として発展しています。

このような中で、住民・事業者・行政の協働により、ごみ減量など、資源循環の仕組みづくりや自然環境の保全などが進められています。

今後も自然と共生できる持続可能なまちをめざし、前回計画で掲げた「3つのめざすべき環境像（「循環の仕組みをつくり、環境負荷を少なくします」「貴重な自然を守り育て、人と自然のふれあいを大切にします」「住民・事業者・行政の一層の連携と協働を進めます」）を踏襲し、今回策定した内容に関わる施策の展開を通して、住民・事業者・行政等が一体となって、めざすべき環境像の実現に取り組みます。

【めざすべき環境像】

みんなで育む 豊かな環境のまち はりま

2. 基本目標

めざすべき環境像の実現に向けて、以下に6つの基本目標を定めます。

【計画の基本目標】

地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み（地球温暖化対策）
ごみの減量、リサイクル化等の推進（循環型社会）
うるおいのある自然環境の創出（自然環境・生物多様性）
快適で安心安全な生活環境の整備（地域環境）
環境意識の向上と環境学習の推進（環境教育）
環境と経済の好循環化（環境経済）

3 . 施策の体系

施策体系

【めざすべき環境像】

みんなで育む 豊かな環境のまち はりま

【基本目標】

【取り組むべき施策内容】

1 . 地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み
(地球温暖化対策)

- (1) 地球温暖化防止対策の組織体制の整備
- (2) 家庭における地球温暖化防止対策の推進
- (3) 事業活動における地球温暖化防止対策の推進
- (4) 環境や人にやさしい交通環境の整備
- (5) 再生可能エネルギーの効率的な利用促進

2 . ごみの減量、リサイクル化等の推進(循環型社会)

- (1) 4 R 活動の推進及びグリーンコンシューマー⁸の育成
- (2) 家庭ごみの減量化・資源化の推進
- (3) 事業系ごみの減量化・資源化の推進
- (4) 廃棄物の適正処理の確保

3 . うるおいのある自然環境の創出
(自然環境・生物多様性)

- (1) 生物多様性への配慮、自然保護意識の普及啓発
- (2) 歴史的、文化的資源の保護
- (3) 水、土壌環境の監視などの推進
- (4) 生活排水対策の推進
- (5) 緑化の推進、やすらぎの緑空間の整備

4 . 快適で安心安全な生活環境の整備(地域環境)

- (1) 環境と調和のとれた生活空間の整備
- (2) 大気環境の保全対策の推進
- (3) 騒音・振動対策の推進
- (4) 悪臭防止対策の推進
- (5) 事業所の排水監視、指導の実施
- (6) 住民、事業者のモラル・マナーの向上

5 . 環境意識の向上と環境学習の推進(環境教育)

- (1) 地域コミュニティ活動の支援
- (2) 地域の環境特性を活かした取り組みの推進
- (3) 学校における環境教育の充実
- (4) 地域における環境学習の支援
- (5) 環境活動における人材の育成
- (6) 環境情報の共有と発信

6 . 環境と経済の好循環化
(環境経済)

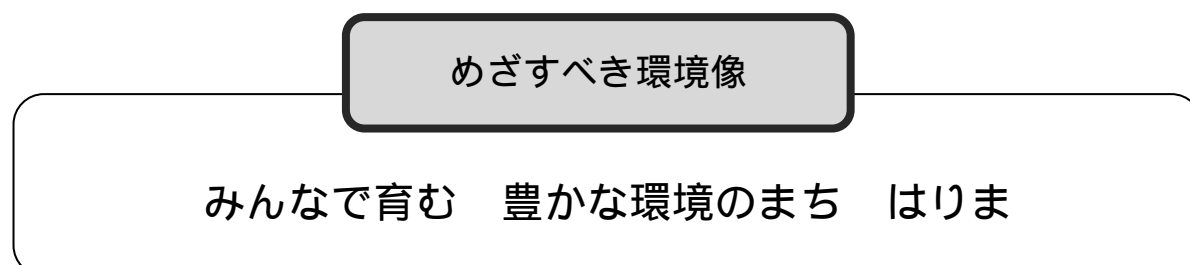
- (1) 環境に配慮した事業者の育成、増大
- (2) 環境産業の創出・育成
- (3) 環境影響評価⁹の推進
- (4) グリーンコンシューマー活動の推進

⁸ **グリーンコンシューマー**：Green-Consumer。訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいう。

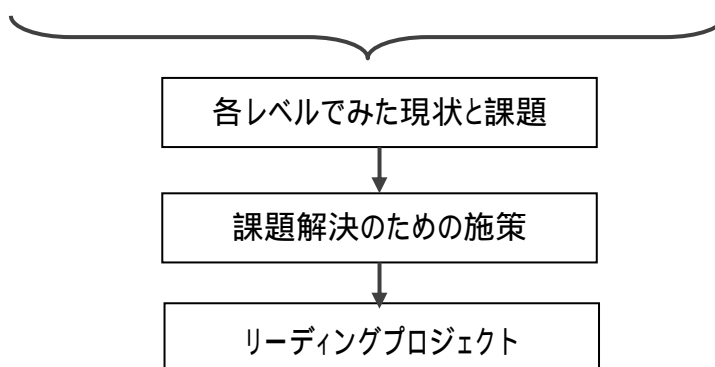
⁹ **環境影響評価**：環境アセスメント。主として大規模開発事業等による環境への影響を事前に調査することによって、予測、評価を行う手続きのことを指す場合が多い。

4 . 計画の全体像

計画の全体像イメージ



低炭素社会 循環型社会 自然共生社会



第3章

施策の展開

- 1．地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み
（地球温暖化対策）
- 2．ごみの減量、リサイクル化等の推進
（循環型社会）
- 3．うるおいのある自然環境の創出
（自然環境・生物多様性）
- 4．快適で安心安全な生活環境の整備
（地域環境）
- 5．環境意識の向上と環境学習の推進
（環境教育）
- 6．環境と経済の好循環化
（環境経済）

第3章 施策の展開

1. 地球にやさしい省・創エネルギーの取り組み(地球温暖化対策)

現状と課題

- 国は、地球温暖化防止のため、2020年までに二酸化炭素を25%削減(1990年比)する目標を示していますが、これを達成するためには、自然エネルギーの活用や新たな技術開発などとともに、一人ひとりの温暖化防止に向けた取り組みが必要になります。
- アンケートの結果からは、住民、事業者ともに地球温暖化が進んでいることを心配している状況がうかがえ、現在のライフスタイルを見直しても取り組むべき問題としています。
- アンケートの結果や事業者のヒアリング調査の結果では、住民、事業者が実施している省エネの取り組みとして、節電が最も多く、不要な照明をこまめに消す、冷暖房の設定温度を適正に管理する、LED照明の導入検討といった回答が多くなっています。
- 事業者のヒアリング調査の結果では、事業を行う上で、環境問題に対して大いに認識していると回答した事業者は7割となっています。また、事業者の環境負荷の把握については、エネルギーの使用量では7割以上、車両の利用では5割以上、エネルギーの使用量と車両の利用による二酸化炭素排出量は4割以上となっています。
- 本町の地球温暖化の取り組みとしては、播磨町総合計画でも地球温暖化対策としてさまざまな活動を実施していますが、地球温暖化の防止には、住民一人ひとりが温暖化防止に対する意識を持ち、身近な対策に取り組むことが重要であることから、今後も一層の地球温暖化防止に向けた取り組みの推進が必要となります。

施策の展開

温室効果ガス排出量は、私たちが便利で快適な生活を送ることにより増加します。このため、家庭、事業者等が温室効果ガスの排出量の削減に向け、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていきます。

総合指標

項目	現状値	目標値	備考
町内の温室効果ガス排出量	(H2) 655 千tCO ₂	(H32) 491 千tCO ₂	25%削減
住宅用太陽光発電システム設置件数	(H21) 200 件	(H32) 2,700 件	

(1) 地球温暖化防止対策の組織体制の整備

住民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、積極的な取り組みを推進するため、組織体制の整備を行います。

住民の関心を高めるため、町内の温室効果ガス排出量の現状等について、広報紙やホームページなどで積極的に情報提供します。

(2) 家庭における地球温暖化防止対策の推進

環境家計簿¹⁰の普及や節電、節水の啓発等、家庭における身近な省エネルギー・省資源などの取り組みを促進します。

建物の断熱化、冷暖房や給湯の効率化、太陽光発電設備等を導入した省エネ住宅の効果の啓発や国や県などの助成制度の周知に努め、省エネに配慮した住宅の普及を促進します。

エアコンや冷蔵庫などの家電製品について、環境に配慮した製品を優先的に選択するグリーン購入¹¹の普及など、省エネ家電などの購入・使用を促進します。

食用廃油回収を促進し、ごみ収集車等の燃料として再生利用を図ります。

(3) 事業活動における地球温暖化防止対策の推進

事業活動から発生する温室効果ガスは、温室効果ガス総排出量の中で大きなウェートを占めていることから、事業者の環境マネジメント¹²システム導入促進や省エネ機器や設備の導入による省エネルギー化を推進します。

¹⁰ **環境家計簿**：毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみ等の量に二酸化炭素(CO₂)を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多い。

¹¹ **グリーン購入**：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

¹² **環境マネジメント**：ISO14001 やエコアクション 21 など、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにより継続的に環境負荷の低減を図っていく仕組み。環境管理システムともいわれる。

ISO14001：国際標準化機構(ISO)が定めた環境管理システム等に関する規格をいう。環境管理システムでは、事業者が経営行動を行う際に自主的に環境への負荷を低減する活動を継続して、実施するための仕組みを規定している。

エコアクション21：すべての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組むしくみをつくり、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

内 容

(4) 環境や人にやさしい交通環境の整備

依存度が高くなっている自動車からの二酸化炭素排出量の削減を図るために、マイカー利用の縮減を促進します。

環境への負荷を低減するために、公共交通機関の利用を促進します。

アイドリングストップ¹³やエコドライブ¹⁴の推進、低公害車の普及を促進します。

駅前での駐輪場や自転車が通行に安全な道路の整備を図ることにより、自転車の利用を促進します。

(5) 再生可能エネルギーの効率的な利用促進

使用済み食用油などからのバイオディーゼル燃料¹⁵の製造及び利用の拡大を図るなど、バイオマスエネルギー¹⁶の利活用を促進します。

太陽光発電などの自然エネルギーの情報提供に努めるとともに、公共施設や事業所への率先導入などを行い、普及に努めます。

各家庭における地球温暖化防止対策を支援するために、住宅用太陽光発電への助成をします。



¹³ **アイドリングストップ**：停車時にエンジンを止めること。

¹⁴ **エコドライブ**：車から得られる利便性を享受しつつ、CO₂の排出量を抑制するために環境に配慮した自動車の使い方（急発進やからぶかしをしないこと）を実践すること。

¹⁵ **バイオディーゼル燃料**：使用済み天ぷら油等の植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料で、主な成分は脂肪酸メチルエステル。軽油代替利用または軽油との任意の濃度での混合利用が可能。

¹⁶ **バイオマスエネルギー**：動植物に由来する有機物（化石燃料を除く）であるバイオマス資源から得たエネルギー。

2. ごみの減量、リサイクル化等の推進（循環型社会）

現状と課題

- 現在の大量消費、大量廃棄を改めるには、資源の有効活用や環境保全を図り、より一層の省資源、省エネルギーを推進する必要があります。そのために、循環型社会の構築をめざして、廃棄物の減量化とともに、資源リサイクル活動を促進し、廃棄物の再利用を図り、環境負荷の軽減に努めています。
- ごみの減量と資源ごみのリサイクルを図るため、ごみの分別収集と資源ごみ回収などを促進し、ごみ処理の効率化と資源回収の推進を図っています。
- 本町の年間のごみ排出量は、家庭系一般廃棄物約 8,200 トンで、事業系一般廃棄物約 2,500 トンをあわせると約 10,700 トンにもなります。そのうち、資源回収総量が約 2,500 トンとなり、リサイクル率は 21%となっています。
- アンケートの結果では、地球温暖化のために、個人が重点的に取り組むべきことについては「ごみの減量化・分別に努力」が 6 割以上となっています。
- 廃棄物をめぐる問題は、私たちの生活や経済活動と切り離せない問題です。住民・事業者・行政が目標を共有しながら、それぞれの責任と役割を分担し、発生抑制・資源化の取り組みを進めていくことが必要です。
- 今後、さらに循環型社会の構築に向けた歩みを確かなものとするためには、廃棄物の「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再資源化）」「リフューズ（不要なものは受け取らない）」の 4R 運動等の積極的な取り組みをより一層推進していく必要があります。

施策の展開

住民・事業者・行政が目標を共有しながら、それぞれの担うべき責任と役割を分担し、ライフスタイルや社会経済システムの変革により持続的発展可能な循環型社会を形成します。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
年間ごみ排出量	10,760t	9,500t	家庭系ごみ及び事業系ごみ
1日一人当たりのごみ排出量	960 g	860 g	

(1) 4 R 活動の推進及びグリーンコンシューマーの育成

循環型社会の構築に向けた活動をさらに活発にして定着させていくために、環境教育や参加型・体験型の環境学習の場・機会の提供に努めます。

レジ袋の辞退や過剰包装、使い捨て商品の購入自粛、環境配慮型商品の選択など、環境負荷の少ない買い物（グリーン購入）を推進し、消費者の意識・行動の変容を図り、グリーンコンシューマーの育成を推進します。

(2) 家庭ごみの減量化・資源化の推進

ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するために、エコクッキングやダンボールコンポストへの取り組みを推進します。

フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用及びリターナブル容器¹⁷の利用を推進するなど、消費者の意識・行動の変容を図ります。

資源ごみの分別収集や地域住民による集団回収を促進するとともに、使用済み食用油の回収など地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を推進します。

リサイクルプラザなどにて、住民の知恵や経験を活用し、ものの再生や修繕を図ります。

(3) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

事業者から排出される事業系ごみ（一般廃棄物）の再資源化を誘導します。

公園や街路樹などから排出した剪定枝をチップ化し、保湿材や歩行のための緩衝材として利用します。

土木・建築工事等で排出される建築廃棄物・残土等、建設副産物¹⁸の再資源化を促進します。

製品の生産者が、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル/処分）に関わる責任として、リサイクルに要する費用と再資源化の責任を負う「拡大生産者責任（EPR）」の周知と啓発を徹底します。



¹⁷ **リターナブル容器**：ビールびんや牛乳びんのように、回収・洗浄して繰り返し使用できる容器。

¹⁸ **建設副産物**：建設発生土など建設工事に伴い、副次的に得られる物品の総称である。具体的には、建設現場に持ち込んで加工した資材の残りや、現場内で発生した物の中で工事中あるいは工事終了後その現場内では使用の見込みがないものをいう。

(4) 廃棄物の適正処理の確保

排出事業者及び処理業者に対して関係法令などを周知し、マニフェスト¹⁹制度の普及を図ることにより適正処理を確保します。

環境パトロールの強化・啓発などを行い、不法投棄に対する監視指導体制の拡充・強化を図ります。

家電リサイクル法²⁰に基づく、電気製品の適正な処理、代替フロン²¹等の回収、再生利用等を推進します。



¹⁹ **マニフェスト制度**：排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。マニフェスト（manifest）とは、本来は積荷目録を意味する英語であり、米国で1970年代に始まった有害廃棄物の情報管理制度で、この言葉が使われて以来、廃棄物の流れを管理する管理票システムをマニフェスト制度と呼ぶようになった。

²⁰ **家電リサイクル法**：家電製品のリサイクル（再商品化）をメーカーに義務づけ、廃家電製品の再資源化を通して環境を保全することを目的として平成10年（1998年）6月に公布された法律の通称。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。

²¹ **代替フロン**：HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことで、塩素を持たないためオゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。

3. うるおいのある自然環境の創出（自然環境・生物多様性）

現状と課題

- 本町には、国指定史跡の「おおなかいせき大中遺跡」、県指定文化財の「あたごづかこふん愛宕塚古墳」「あえじんじやほんでん阿閉神社本殿」、その他「のぞえであいのみち」「のぞえきた野添であい公園」「野添北公園」といった住民の憩いの景観があります。これらの良好な景観を保存するとともに、景観と調和した周辺整備を進め、地域の資源として積極的な活用や情報発信に努める必要があります。
- 水質汚濁の状況は、喜瀬川、水田川及びため池とともに、雨水などの流入のほかは生活排水が中心であり、灌漑期、非灌漑期で水質にもかなりの変化がみられ、流量も少なく水質測定にも困難な状況です。
- アンケートの結果では、播磨町の環境上の問題について、「ため池や川などの自然環境の悪化」と回答している中学生は4割以上と多くなっています。
- 河川の水質浄化の必要性や河川愛護の重要性を知ってもらうため、喜瀬川水生生物観察会を実施しており、メダカやドジョウ、スジエビなど約15種類の生物が観察されています。
- 野鳥の生態を学習するために毎年実施しているバードウォッチングでは、向ヶ池や大池、喜瀬川、大中遺跡公園、城池を巡り、マガモやアオサギ、キジバトのほか、カワセミやマヒワ、セグロカモメなど約30種類の野鳥が確認されています。
- 本町の海岸は、かつて松が生育する美しい自然海岸で、潮干狩りや海水浴場、釣り場として利用されてきました。昭和40年代半ばから地先海面や海岸が埋め立てられたことにより、住民と海とのかかわりが薄れつつあります。
- 沿岸部は浜田公園や望海公園が整備され、阿閉や古宮の漁港などもあることから、今後は漁業振興、レクリエーション環境整備などに環境保全の観点を加え、里海として高い生産性と生物多様性の保全を図っていく必要があります。
- 身近な緑や水辺は、生活にやすらぎとうるおいを与えてくれるものです。そのため、都市公園の整備、生態系や親水性に配慮した河川や海岸などの保全と整備を推進する必要があります。

施策の展開

人や環境に配慮した生活空間の整備を推進し、魅力的な都市景観が保全・形成された、やすらぎとうるおいのあるまちをめざします。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
町内の生物種数の把握	町内に生息する動植物の調査		
生物多様性の認知度	-	70%	住民アンケート等の「生物多様性」を聞いたことがある・知っている人の割合

(1) 生物多様性への配慮、自然保護意識の普及啓発

生物多様性を図るため、ため池や川などの水辺に生息している動植物の生息状況の把握を行い、生息環境の整備や保全を推進します。

野生動植物の保護やふれあいを確保し、生物多様性へ配慮します。

ため池や川などを貴重な自然として親しめるよう、住民のアイデアを活かしながら水辺の整備を推進します。

土にふれる機会を増やし、農業や地域環境への関心を高めるために、休耕田などを活用した貸農園の整備を促進します。

住民一人ひとりが、地域の自然環境を正しく理解し、行動できるよう、広報紙やホームページなどを通じて、自然環境の保全及び再生などに関する情報を発信します。

自然環境保全に関する情報の蓄積や多様な主体との連携などによる自然環境教育や体験学習を進めます。

(2) 歴史的、文化的資源の保護

遺跡や史跡などの歴史的景観を良好に保存するとともに、景観と調和した周辺整備を進め、地域の資源として積極的な活用や情報発信に努めます。

神社林などの特徴のある緑を地域の資源として保全することに努めます。

(3) 水や土壌環境の監視などの推進

公共用水域及び地下水の水質監視を水質測定計画に基づき継続的に実施し、監視結果の公表や事業所への指導などにより、生活環境の保全と健康被害の未然防止に努めます。

水利組合や地域住民と協力しながら、ため池の水質改善に取り組みます。

地下水涵養²²や降雨時の雨水流出の調整のため、道路・歩道、建物敷地や駐車場で地下に雨水が浸透しやすいように芝生張り、透水性舗装や透水性ブロック、浸透ます等の整備を推進します。

(4) 生活排水対策の推進

生活排水処理施設の維持管理の効率化と適正化、汚泥の適正処理や資源としての有効活用の促進に努めます。

生活排水対策には、住民の理解と協力、主体的な取り組みが不可欠なため、住民や NPO などとの連携や協働を図り、日常生活での汚濁物質の低減方法など生活排水対策の普及・啓発など住民意識の高揚に努めます。

²² **地下水涵養**：降雨・河川水等が地下浸透して帯水層に水が補給されること。市街化の進行に伴い、涵養機能の高い農地・林地・空地等が宅地や舗装道路に変わり、雨水などによる地下水の涵養が阻害されつつある。このため、治水対策と地盤沈下の一環として、透水性舗装・浸透ます・浸透トレンチ（みぞ）等の普及を図っている。

(5) 緑化の推進、やすらぎの緑空間の整備

貴重な緑地を保全するため、住民との協働による環境美化と緑化を推進します。

屋上緑化²³や雨水再利用など環境共生型施設整備を促進します。

播磨ゆめづくり塾など、ボランティア団体による緑化活動を推進します。

毎年「緑の日」の大中遺跡周辺での健康福祉フェア・緑化フェアや各種イベントを開催し、環境美化・緑化の意識の普及・啓発に努めます。

住宅地での生垣や花壇などの身近な緑化活動を推進します。また、地域ぐるみで花いっぱい
のまちづくり運動を進めます。

公共施設や事業者における屋上緑化や壁面緑化²⁴の普及・促進に努めます。

地域の憩いの場であるとともに、災害時の活動拠点としての機能をあわせ持つ身近な都市公園や緑地の快適な維持管理に努めます。

水辺に渡り鳥や魚、昆虫類等の動植物が生息できるような環境づくりを促進します。また、休耕田や放棄田を利用したビオトープ²⁵づくりを促進します。

²³ **屋上緑化**：建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

²⁴ **壁面緑化**：建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、建物の外壁を緑化すること。

²⁵ **ビオトープ**：本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もある。

4 . 快適で安心安全な生活環境の整備（地域環境）

現状と課題

- アンケートの結果では、将来の播磨町の環境について、「生活環境が整い、安全で安心して暮らせる住宅都市」と回答している一般住民が6割以上、中学生では4割以上を占めています。
- 本町では、都市整備において、“緑”の空間を活かした緑豊かな住宅都市の形成、定住環境の充実と安心・安全・健康的な暮らしができる都市型住宅地の整備、歩行や自転車を中心とした生活展開ができるまちづくり（ウォーク&サイクル都市の形成）を計画的に進めています。
- 地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的に、一部の事業者と環境保全協定を締結しています。
- 本町の大気汚染の状況として、硫黄酸化物²⁶、窒素酸化物²⁷（二酸化窒素）、光化学オキシダント²⁸、浮遊粒子状物質²⁹、ダイオキシン類³⁰の各項目については、近年、環境基準を達成しています。また、浮遊粉じん³¹、降下ばいじん³²については、環境基準はありませんが、近年は横ばい状態にあります。
- 本町では、大気汚染の健康に及ぼす影響に対して、小学生を対象とした呼吸器・アレルギー症状に関する調査を行っています。
- 騒音、振動の発生源は、新幹線鉄道や自動車などの交通機関、工場、事業場や特定の建設現場などによるものです。
- 新幹線鉄道における騒音・振動については、JRによる車両の軽量化やレールの削正、パンタグラフの改良等の発生源対策を実施するとともに軌道に近い住居などに障害防止対策を講じています。
- 悪臭は、特定の工場、事業場などに由来するものが多いことから、それぞれの発生源に対する規制や指導などを適切に行う必要があります。
- アンケートの結果では、播磨町の中での地域環境上の問題として「犬のフンの放置」の回答が5割以上、「ごみなどの不法投棄による環境の悪化」が4割以上と高くなっています。犬のフンの放置やごみのポイ捨て、不法投棄等の迷惑行為をなくすためには、住民のモラル・マナーの向上を図る必要があります。

²⁶ **硫黄酸化物**：硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などが含まれる。化学式からSO_x（ソックス）と略称される。

²⁷ **窒素酸化物**：窒素の酸化物の総称。

²⁸ **光化学オキシダント**：窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。

²⁹ **浮遊粒子状物質**：大気中に浮遊している粒子状物質（PM）のこと。代表的な「大気汚染物質」の一つ。

³⁰ **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称。

³¹ **浮遊粉じん**：空気中に浮遊する粒子。発生源は天然と人工源がある。人工源としては物の燃焼によるばいじん、物の機械的処理や堆積物の飛散による粉じん、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素から二次的に生成した硫酸ミスト、硝酸ミスト等がある。大気汚染防止法では、浮遊粉じんのうち、粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質という。

³² **降下ばいじん**：大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理または鉱石や土砂の推積に伴い発生し、または飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんではいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいう。

施策の展開

人の健康や生活環境への被害が生じる恐れのある公害問題への取り組みは、快適な生活環境を確保する上での基本であり、環境保全施策の原点であることを踏まえ、公害関連法令の遵守を通じて公害防止の徹底を図り、住民が健康で安心して暮らせることのできるまちをめざします。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
環境美化・緑化活動への参加者数	4,000 人	5,000 人	
住みやすいと感じている住民の割合	76%	90%	住民アンケート調査等の数値(「暮らしやすい」「どちらかといえば暮らしやすい」の合計)

取り組むべき施策内容

内 容

(1) 環境と調和のとれた生活空間の整備

歩道のバリアフリー化などを進め、環境に配慮した都市整備を進めます。

屋外広告物については、環境と調和のとれた景観の保全に努めます。

歴史的、文化的な建造物の保存に努めるとともに、地域特有の資源として景観と調和した周辺整備などを促進します。

(2) 大気環境の保全対策の推進

硫黄酸化物、窒素酸化物(二酸化窒素)、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、浮遊粉じん、降下ばいじん、ダイオキシン類の適切な監視に努めます。

大気環境の常時監視により、光化学オキシダント濃度の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、緊急時の通報体制などを強化し、被害の未然防止に努めます。

自動車排出ガス対策として、エコカーの普及の促進に努めます。

(3) 騒音・振動対策の推進

騒音や振動苦情の多い新幹線鉄道や工事現場等から発生する騒音・振動については、適切な対策を実施します。

自動車騒音、振動の測定により実態の把握に努めます。

日常生活に起因する騒音や振動の発生などで近隣に迷惑をかけないように努めます。

(4) 悪臭防止対策の推進

悪臭防止法に基づき、発生源である工場、事業場に対して、生産工程、作業工程等において発生する悪臭の防止対策に関する指導を徹底し、苦情の未然防止を図ります。

(5) 事業所の排水監視、指導の実施

環境保全協定等に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底に努めます。
排出基準が適用されない小規模事業者に対しても排出処理の適正な指導や自主的な取り組みの促進に努めます。

(6) 住民、事業者のモラル・マナーの向上

まちの美化を守るために、住民、事業者のモラル・マナーの向上を図り、犬のフンの放置やごみのポイ捨て、不法投棄、落書き等の迷惑行為をなくします。
住民・事業者、行政が一体となったまちの美化活動を推進します。

5 . 環境意識の向上と環境学習の推進（環境教育）

現状と課題

- 環境教育・環境学習は、環境保全活動を促す有効な手段であり、国は環境保全に対する国民の意識・意欲を高め、持続可能な社会を構築することを目的として、平成 15 年に「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律³³」が制定されました。
- 播磨町教育充実計画では、各学校に設置される「太陽光発電」を有効に活用した環境教育を推進しています。
- アンケートの結果では、播磨町の中で環境上の問題について、「住民の環境問題への無関心」の回答が5割以上と高く、「環境教育への取り組みの遅れ」「事業者の環境問題への無関心」はそれぞれ2割以上みられます。
- 地球温暖化や廃棄物の増加など、今日の環境問題の解決には、一人ひとりがあらゆる場面で環境とのつながりを認識し、環境の保全と持続的な発展のための着実な実践が求められています。
- 住民、事業者、環境活動団体等が、環境の保全と持続的な発展のためにそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互の連携や行政との協働などにより取り組みを進める必要があります。
- 住民一人ひとりが日常生活と環境との関係について理解と認識を深めるため、学校、家庭、地域、職場等の多様な場で、それぞれの立場に応じた環境教育・環境学習を推進する必要があります。
- これまでは、身近な生活環境の保全には、地域コミュニティが大きな役割を果たしてきましたが、ライフスタイルの変化や高齢化などの進行による担い手不足で、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。
- 住民・事業者・環境活動団体の環境保全意識の高揚を図るために、広報紙やホームページなどにより積極的に情報を発信していく必要があります。

施策の展開

環境保全の人づくりと地域づくりを一体的に捉えて、地域の特性を活かした環境活動の実践を通じた地域コミュニティの形成をめざします。

環境保全に対して、責任ある行動を自主的・主体的に活動できる人材を育成するために、学校・家庭・地域・職場等の多様な場、機会での環境教育・環境学習の充実を図り、環境とくらしの調和をめざします。

³³ **環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律**：持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的（第1条）にうたわれた法律。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
環境学習会の参加者数	11%	40%	学校や地域における環境学習会への参加者数
地球温暖化防止活動推進員数	1人	10人	環境活動に当たる人材の確保と活用

取り組むべき施策内容

内 容

(1) 地域コミュニティ活動の支援

地域住民が地域コミュニティに積極的にかかわり、地域の実情に根ざした環境保全の取り組みが自発的に行われる地域社会をつくるために、地域での環境活動の支援や地域コミュニティ促進事業を地域と行政が連携して実施します。

(2) 地域の環境特性を活かした取り組みの推進

住民・事業者・行政等が、地域の環境特性を把握し、その状況の正確な情報を共有化し、地域の環境特性をいかした独自の取り組みを推進します。

(3) 学校における環境教育の充実

次代を担う子どもたちに対する学校での環境教育は、子どもたちの今後の環境に対する姿勢を決定づける大きな要素になることから、小・中学校における環境教育を推進・拡充します。農業活動や自然体験活動など、自然とふれあう機会を通じた環境教育の充実に努めます。

環境に関してのボランティア活動などさまざまな体験活動を推進します。

地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境活動リーダーを講師として活用するなど、効果的で専門的な環境教育・学習の実施に努めます。



(4) 地域における環境学習の支援

身近な環境への理解を深めるため、ため池や川、公園や道路などの公共空間の美化活動を、住民・事業者・行政が連携・協働して推進します。

生涯学習に関する活動を行う団体や関係機関などとの連携を図り、環境に関する講座情報の収集・提供に努めます。

役場職員による「出前講座」や播磨町立図書館と共催の「夏休みおもしろ教室」において、子どもから高齢者までのすべての年代の人に、環境問題や地域の環境への取り組みなどをわかりやすく説明します。

地域において子どもたちが主体的に環境活動を進める「こどもエコクラブ³⁴」の活動を支援します。

環境家計簿の活用などによって、学校や職場の環境学習で学んだ取り組みの家庭での実践を促進します。

事業者が実施する職場での環境教育や環境保全活動の促進に努めます。

(5) 環境活動における人材の育成

教員の環境教育の指導力や資質の向上を図るため、教員研修での環境教育に関する講座の実施に努めます。

環境学習プログラムや教材の作成を行い、学校教育現場への普及に努めます。

環境活動リーダーの資質の向上や人材の育成を図るため、これらを対象とした研修会などの実施に努めます。

関係機関と連携し、地域の環境活動リーダーへの情報提供に努めるとともに、学校や事業者などと地域の環境リーダーをつなぐコーディネーターの育成に努めます。

(6) 環境情報の共有と発信

住民・事業者・行政等が、自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場をつくります。

環境問題の現状、課題、取り組み等の環境情報をすべての人が入手できる体制を整備します。地域の環境特性や環境変化の把握などを行うため、情報の体系的な整備とネットワーク化を推進します。

³⁴ **こどもエコクラブ**：環境省が応援している、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブ。

6 . 環境と経済の好循環化（環境経済）

現状と課題

- 国は、「第三次環境基本計画³⁵」において「環境と経済の好循環ビジョン」を踏まえて、環境問題への積極的な取り組みが新たな投資や技術革新を生みだし、雇用の創出や地域の活性化をもたらすだけでなく、企業や国の競争力の向上につながるものであることを強く打ち出すとともに、環境と経済の好循環を生み出す社会経済システムの構築に向けて、重点的に取り組みを進めることとしています。
- 住民などの環境への関心が高まる中、事業者においては、事業活動に伴う環境への負荷を自らが低減するための手法として、ISO14001などの環境マネジメントシステムの導入に取り組んでいることから、環境マネジメントシステムに関する情報提供や認証取得に対する支援などにより、普及・拡大を図る必要があります。
- 事業者については、地域社会への貢献や地球環境に配慮した活動など社会的責任（CSR）³⁶に根ざした取り組みを進めていることから、関連機関と連携して、取り組み事例などの情報提供を行うことなどにより、事業者のCSR活動を一層促進する必要があります。
- 環境に配慮した事業者の取り組みについて、事業者・行政の両者にとってメリットが生まれるよう、グリーン購入や社会的責任投資（SRI）³⁷などの普及を促進する必要があります。
- 兵庫県では、平成9年3月に環境影響評価に関する条例を制定し、環境影響の評価に取り組んでいます。

施策の展開

事業者、住民などあらゆる主体の消費活動も含めた社会経済活動において、環境の価値が正しく評価され、それが実際の活動に反映されるまちをめざします。

総合指標

項目	現状値 (H21)	目標値 (H32)	備考
ISO14001 認証取得事業者数	13 社	30 社	
環境報告書発行事業者数	13 社	50 社	

³⁵ **第三次環境基本計画**：平成18年（2006年）4月7日に閣議決定され、本計画では、今後の環境政策の展開の方向として、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」「国際的な戦略を持った取組の強化」「長期的な視野からの政策形成」の6つの方向性が掲げられている。

³⁶ **社会的責任**：（CSR:Corporate Social Responsibility）企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすること。

³⁷ **社会的責任投資**：（SRI：Socially responsible investment）株主としての立場・権利を行使して、経営陣に対し、CSRに配慮した経営を求めていく投資のことをいう。

(1) 環境に配慮した事業者の育成、増大

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために有効な手法であり、幅広い事業者への普及を図るため、ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの情報提供や普及・啓発に努めます。

関係機関と連携し、事業者に対して CSR の取り組み事例の情報提供などに努め、CSR 活動の促進に努めます。

環境報告書や環境会計など、事業者自らの環境情報の公表の取り組みを促進します。

グリーン購入やエコマーク³⁸商品などの普及や優先的な購入の意識啓発に努めます。

国や県などと連携し、SRI や環境配慮契約の普及・啓発、意識の醸成に努めます。

(2) 環境産業の創出・育成

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、低公害車や太陽光発電などの環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供などに努めます。

(3) 環境影響評価の推進

環境影響評価法や兵庫県の環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価手続きの的確な運用を推進します。

公共工事の実施にあたっては、木材やリサイクル資材の積極的な利用に努めるとともに、環境に配慮した工事などに努めます。

(4) グリーンコンシューマー活動の推進

グリーンコンシューマーを育成し、その活動を推進することにより、環境配慮製品の開発や流通事業者の品揃えの再考を促します。

グリーンコンシューマー活動を推進するために、環境に配慮した商品の選択に必要な情報提供を行います。

³⁸ **エコマーク**：さまざまな商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者のみなさんが環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としている。

第4章

リーディングプロジェクト 及び主体別行動指針

- 1．リーディングプロジェクトの設定
- 2．リーディングプロジェクトの展開
- 3．住民・事業者・行政等の環境保全に対する行動指針

第4章 リーディングプロジェクト及び主体別行動指針

1. リーディングプロジェクトの設定

(1) リーディングプロジェクトの位置づけ

各施策の達成に向けて、第3章で掲げた施策を全面的に展開していきますが、施策推進の方向を象徴し、環境施策全般をリードする取り組みとして、次の3つのプロジェクトと9つの取り組み内容を推進していきます。

このリーディングプロジェクトについては、環境審議会委員1人ひとりが意見を出し合い、協議の結果設定されたものとなっています。確実な施策の達成に向け、身近な日常生活において取り組めるとともに、他の取り組みに波及効果が期待できるものとなっています。また、住民及び各種団体・事業者・行政等が協働して取り組むことができるものとして、主体を明らかにし、目標指標を設定するなど、実現可能な取り組み内容となっています。

なお、環境行政の情勢の変化に対応するため、環境基本計画の改定にかかわらず、必要に応じて推進項目の見直しを行い、基本目標への反映に努めることとします。

(2) リーディングプロジェクトの内容

上記の視点から、次の3項目を「リーディングプロジェクト」として取り組みます。

プロジェクト名	取り組み内容
地球温暖化防止・ 低炭素社会づくり	環境にやさしい商品購入、省エネ・省資源の取り組み
	緑のカーテン取り組みの推進
	再生可能エネルギーへの取り組み

プロジェクト名	取り組み内容
資源循環型社会づくり	4R運動の推進
	フリーマーケットの開催
	不法投棄の撲滅

プロジェクト名	取り組み内容
生きものや自然との 共生づくり	水辺（川、海、ため池）の保全
	休耕田の利活用
	ふれあいの森づくり

2. リーディングプロジェクトの展開

(1) “地球温暖化防止・低炭素社会づくり” プロジェクト

ねらい

一人ひとりが身近な家庭生活や事業活動から、CO₂削減に取り組んでいただくため、家庭の中でできる省エネ活動の実行や新エネルギー等の導入をめざすなど、各種団体・事業者等と連携し、温暖化の防止・低炭素社会づくりの実践を行います。

推進のための取り組み

環境にやさしい商品購入、省エネ・省資源の取り組み
 緑のカーテン取り組みの推進
 再生可能エネルギーへの取り組み

プロジェクト名

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
環境にやさしい商品購入、省エネ・省資源の取り組み							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
取り組み啓発回数			2 回		2 回		

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
緑のカーテン取り組みの推進							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
緑のカーテン推進啓発回数	1 回		2 回		2 回		

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
再生可能エネルギーへの取り組み							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
住宅用太陽光発電システム設置件数	200 件		1,300 件		2,700 件		

「 」は中心主体・強化時期、「 」は協働主体・継続時期。
 前期は約 3 年、中期は約 5 年、後期は約 10 年。

(2) “資源循環型社会づくり” プロジェクト “

ねらい

一人ひとりがライフスタイルを再考し、身近な生活の中でできることを実践し、積み重ねていくことにより、持続可能な社会の構築をめざしたプロジェクトに取り組みます。町内で活動するすべての人が協力し合い、循環型社会を実現します。

推進のための取り組み

4 R 運動の推進

フリーマーケットの開催

不法投棄の撲滅

プロジェクト名

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
4R 運動の推進							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
リサイクル率 資源化量 / ゴミ排出量+集団回収量	21%		25%		27%		

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
フリーマーケットの開催							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
フリーマーケット開催回数	2 回		4 回		6 回		

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
不法投棄の撲滅							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
不法投棄ごみ処理件数	30 件		20 件		15 件		

「 」は中心主体・強化時期、「 」は協働主体・継続時期。
前期は約 3 年、中期は約 5 年、後期は約 10 年。

(3) “生きものや自然との共生づくり” プロジェクト

ねらい

地球の環境を考える上で最も重要な水を守るために、水を生みだす森から、水を運ぶ川、豊かな資源を育てる海までの地域が一体となった自然環境保全に取り組みます。

播磨ふれあいの家「多々良木山荘」がある朝来市で山林を借り、手入れ作業を通じてさまざまな自然体験をすることにより自然の大切さを認識する環境教育の場として利用していくほか、休耕田やため池を活用し、生物多様性に配慮した播磨町にふさわしいビオトープづくりなどを通じて、住民の環境学習への参加を促します。

推進のための取り組み

- 水辺（川、海、ため池）の保全
- 休耕田の利活用
- ふれあいの森づくり

プロジェクト名

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
水辺(川、海、ため池)の保全							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
清掃活動参加者数 河川・ため池・海岸の清掃に参加 している延べ人数	1,000 人		1,500 人		2,000 人		

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
休耕田の利活用							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
休耕田の利用箇所数	1 ヶ所		5 ヶ所		10 ヶ所		

プロジェクト名	主体別役割				取り組み時期		
	住民	事業者	行政	みんな	前期	中期	後期
ふれあいの森づくり							
目標指標名及び根拠・算式等	基準年度 (平成 21 年度)		基準年度 (平成 27 年度)		目標年度 (平成 32 年度)		
ふれあいの森における環境保全活 動及び環境学習回数			4 回		12 回		

「 」は中心主体・強化時期、「 」は協働主体・継続時期。
前期は約 3 年、中期は約 5 年、後期は約 10 年。

3 . 住民・事業者・行政等の環境保全に対する行動指針

本計画は、住民・事業者・各種団体・行政の各主体が、それぞれの立場に応じた役割を十分認識し、自らまたは協働して進めます。

住民の役割

環境保全に関わる取り組みや環境教育・学習に積極的に参加します。

環境に配慮した日常生活に努めます。

環境を守り育てる活動に積極的に参加します。

事業者の役割

環境に配慮した事業活動を展開します。

地域の各主体と協働して、環境保全に関わる取り組みに参加、支援します。

環境に関する人材の育成や情報の提供などを行います。

行政の役割

あらゆる分野において、環境に関する施策を立案・実施するため、政策推進マネジメントシステムへ環境的視点を導入します。

国・県・町は、緊密な連携のもと本計画の環境施策の展開を図ります。

率先的に各主体間のパートナーシップを形成します。

環境に関わる各種情報の収集整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用といった環境配慮の基盤づくりを行います。

事業者としての立場から、率先して環境に配慮した事業活動を行います。

みんなの役割

各主体がそれぞれの立場で、自らの役割と責任に応じて、積極的かつ自主的に取り組みます。

各主体が情報の共有・活動の連携を図るなど、協働の視点で環境施策の推進を行います。

第5章

計画の進行管理

- 1．計画の推進体制
- 2．計画の協働体制
- 3．計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

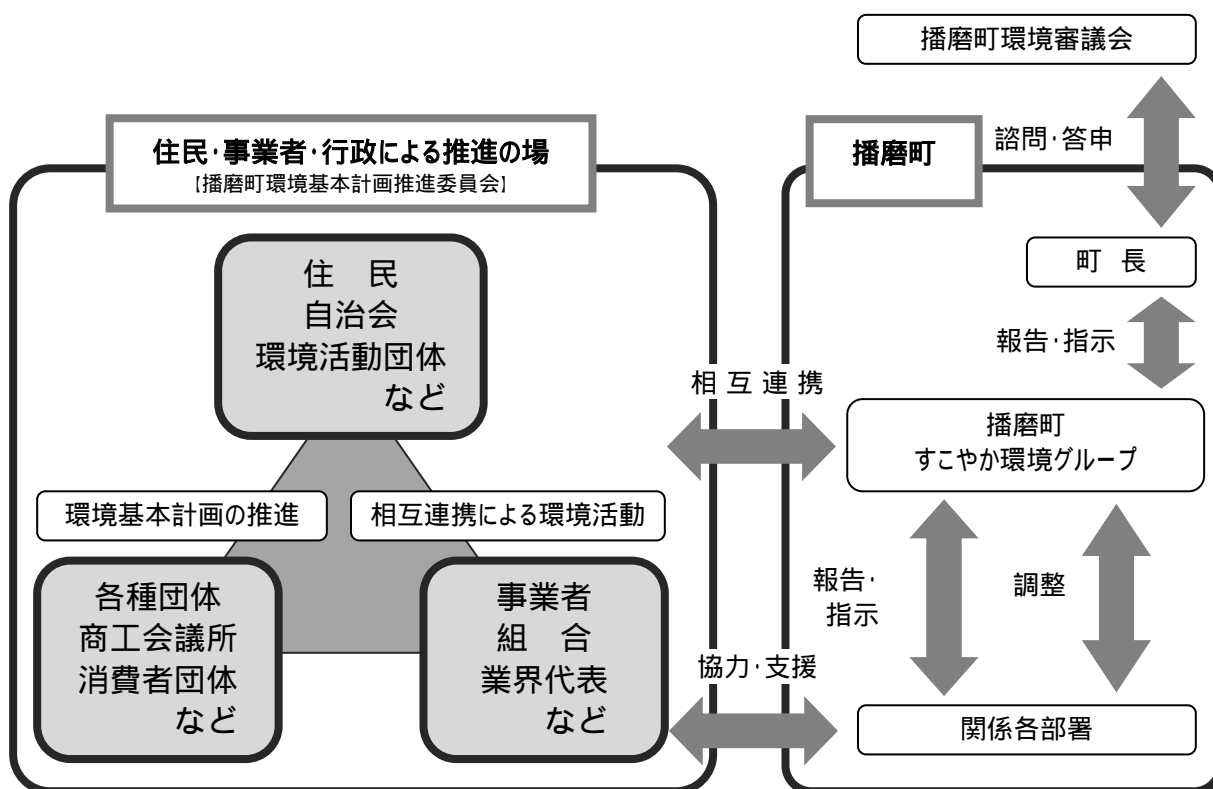
1. 計画の推進体制

播磨町環境基本計画にあげる環境施策に取り組むために、地域の各主体の参画と連携による推進を図る体制の整備を行います。

庁内においては庁内推進委員会（仮称）を設け、施策に対する庁内の合意、関係各部署との調整を図ります。

地域の連携と協働の場としては、住民・各種団体・事業者・行政等、各主体の参加による推進の場「播磨町環境基本計画推進委員会」を設置します。また、各主体が環境に関する取り組みを進める上での問題点や課題などの情報交換と情報共有を行うとともに、リサイクルや緑化活動などで積極的に活動している環境グループの育成など、環境活動における各主体の多様な連携方策を検討します。

計画の推進体制



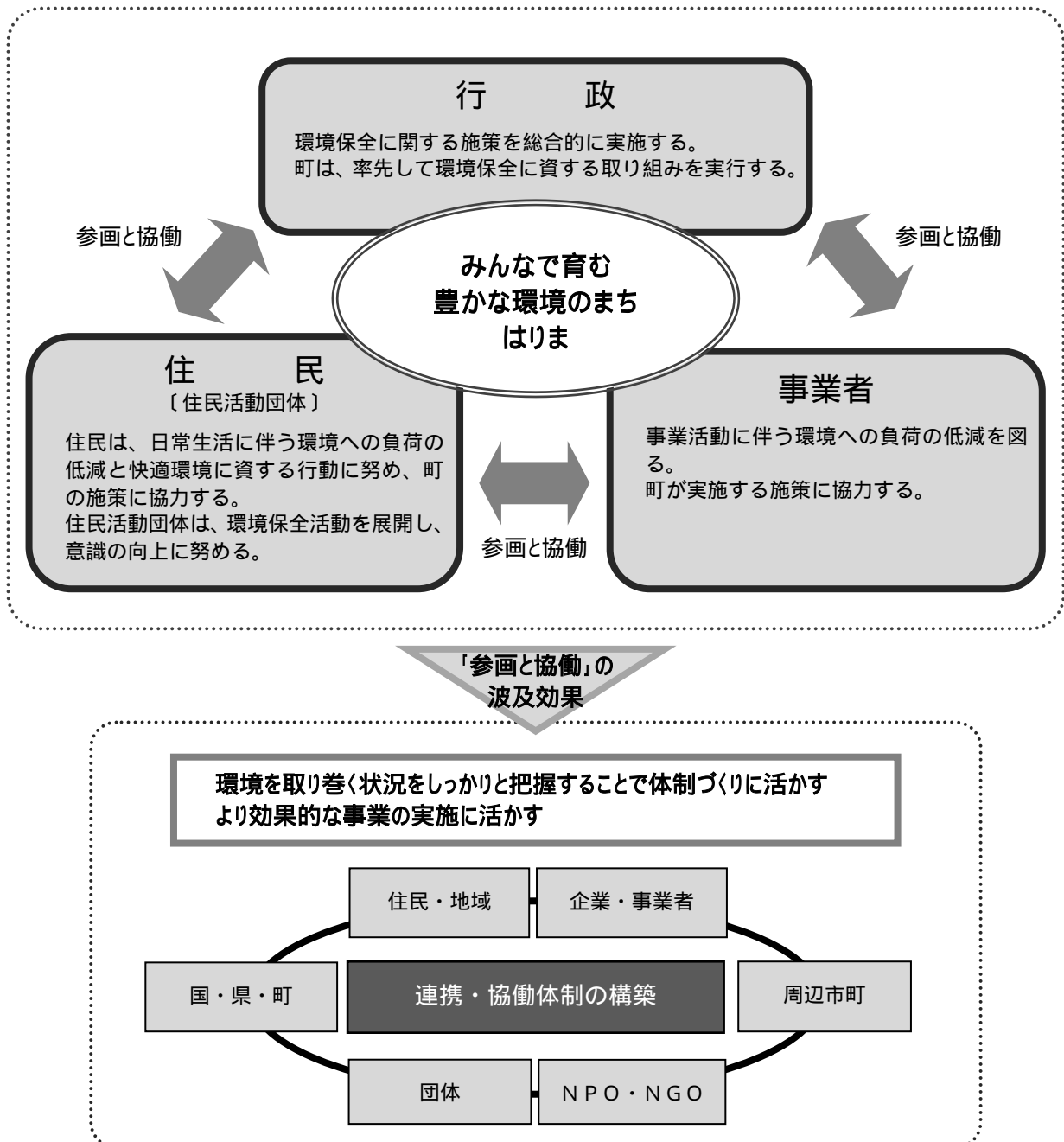
2 . 計画の協働体制

本計画の推進にあたっては、行政・住民・事業者がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが必要です。

その中で、町の役割は、計画の実現に向けて、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進することであり、各主体の環境保全の行動を促進するための仕組み及び制度の整備・環境情報の提供・環境教育の支援など、環境保全の基盤づくりに取り組む必要があります。

さらに、行政が率先して環境への負荷の低減を図るため、環境保全に資する事務改善行動を、積極的に継続実施する必要があります。

住民・事業者・行政の連携・協働体制イメージ図



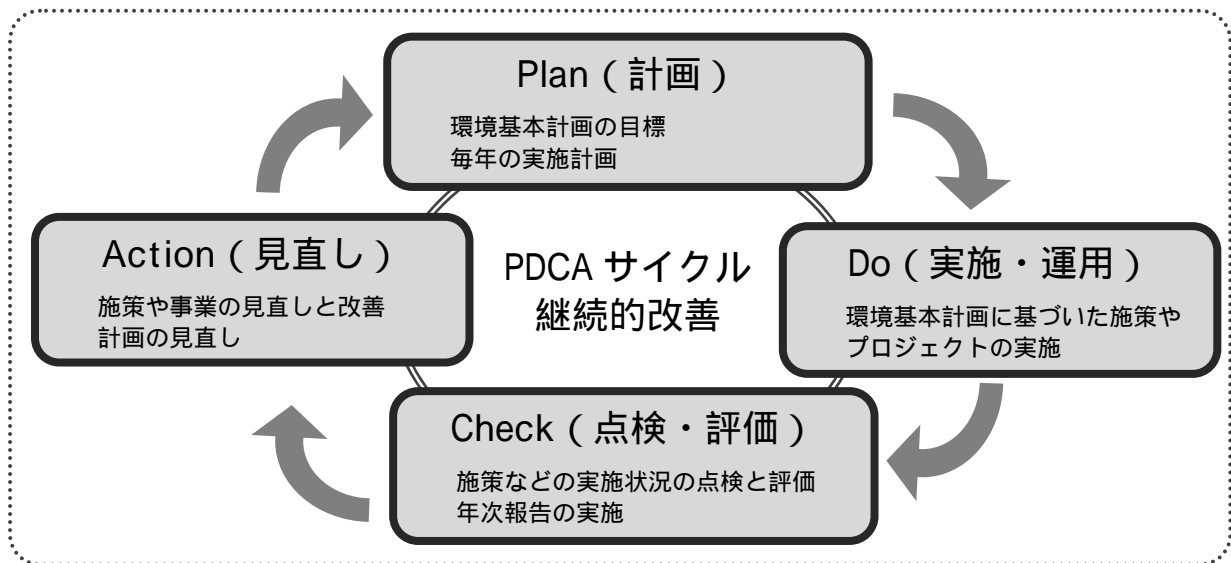
3 . 計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れ、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。

PDCA とは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。PDCA の大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実にを行うことで、全体の実効性を高めます。

なお、進行管理については、播磨町環境基本計画推進委員会が行うものとします。

PDCA サイクルイメージ図



また、計画の策定にあたり、情報提供及び説明のあり方、さらに、効率的・効果的な政策推進のために継続的な改善改革のあり方などの視点から、計画全体、各事業に関する指標を設定しました。指標の設定は、指標数値の推移を把握し、めざすべき目標とその実現手段としての取り組みの進行状況や成果について分析を行い、第3章の「施策の展開」、第4章「リーディングプロジェクト及び主体別行動指針」を構成する施策内容の進捗状況等を点検・評価します。

施策に対する点検・評価の視点

項目	指標種類	説明
「計画全体の推進により求める目標」に関する進捗評価 【第4章 リーディングプロジェクト】	アウトカム指標	施策や事業が意図している目標の成果を示した指標。行政活動の結果だけでは達成されず、社会・経済状況の変化など様々な要因に左右されるような指標。
「計画総論及び各論にかかわる経過を把握する項目」に関する進捗状況 【第3章 取り組むべき施策内容】	経過指標	計画推進の進捗を見るための参考指標。目標数値は設定されておらず、指標値の経過を監視（モニタリング）することにより、計画進捗の参考とする指標。
「事業にかかわる実施目標」に関する進捗評価 【第3章 総合指標】	アウトカム経過指標	経過指標の中でも、アウトカム指標の要素を備えた指標。満足度、市民の意識などを指標化したもの。
	アウトプット指標	行政活動による結果としての数値目標を示した指標。行政サービス供給の視点からの指標であり、行政活動の能率等により左右されるような指標。

資料編

- 1．町の概要
- 2．町の部門別 CO₂ 排出量
- 3．アンケート調査結果
- 4．環境基本計画策定経過

資料編

1. 町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、明治22年の町村制施行に際し、「阿閉村」として誕生し、昭和37年に兵庫県最後の村から町制へと移行し、「播磨町」と名称を定めています。位置は、兵庫県南部の中央で、南は瀬戸内海、東は明石市、北と西は加古川市に接しています。

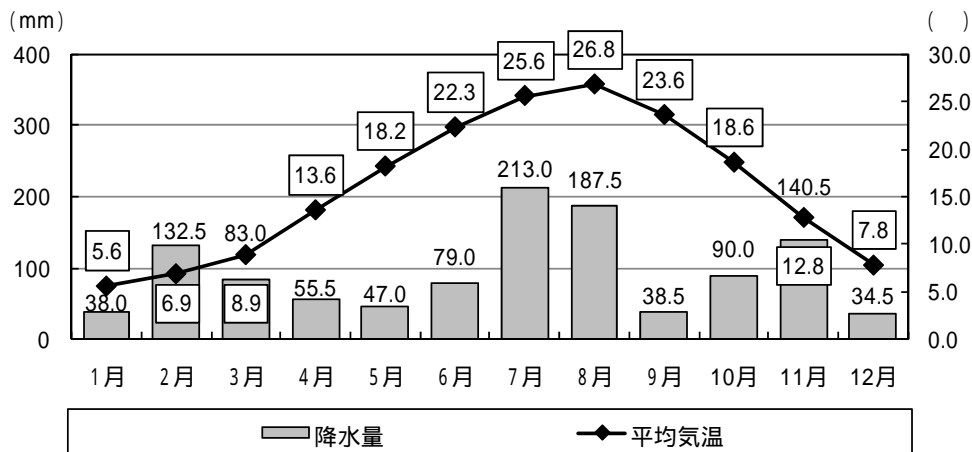
面積は、9.09平方キロメートルと県下では最も小さな町で、その3割は海を埋め立てて造成された人工島です。現在、これらの人工島では一般機械器具製造、化学工業を中心とする約60数社が操業しています。

本町には、ため池や喜瀬川、瀬戸内海等の水辺空間や市街地に残る水田の田園風景などがあり、水に関連する資源が多くあります。しかし、都市化が進む中で農地は宅地になり、海面は埋め立てられ工業団地が整備されており、人工的な都市の性格が強くなってきています。

(2) 気象

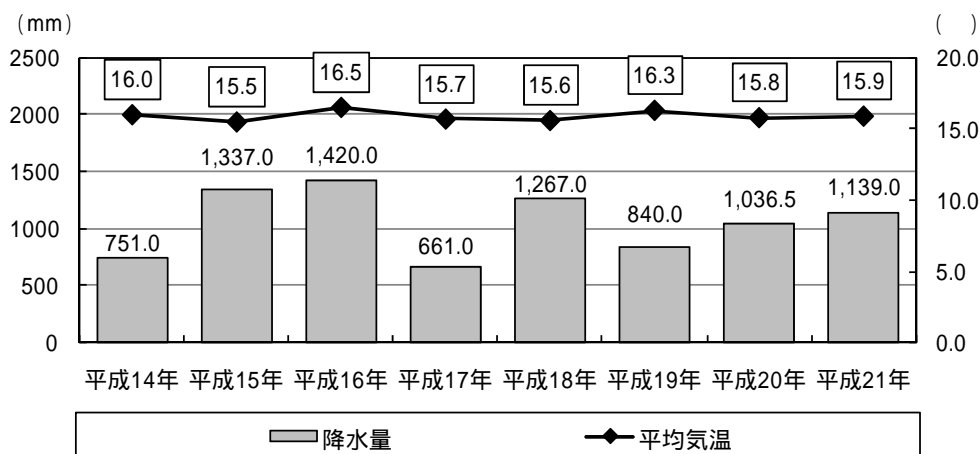
本町の気候は、全体として温和であり、年平均気温は15℃前後、年間降水量は1,000mm前後となっています。

月別降水量及び平均気温の推移（平成21年）



資料：播磨町統計書（2010年）

年間降水量と平均気温の推移



資料：播磨町統計書（2010年）

(3) 人口・世帯数

本町の人口は、平成2年では30,813人、平成17年では33,545人となっており増加傾向にあります。少子高齢化は他の自治体と同様に進んでおり、高齢化率³⁹は年々上昇し、平成17年では16.3%となっています。

また、住民基本台帳を基にコーホート変化率法⁴⁰により推計を行うと、総人口は減少し、平成32年には31,952人になることが予測されます。

人口動態では、出生数が死亡数を上回り、自然増となっていますが、転出者が転入者を上回って、各年度ともに社会減となっています。

昼間人口・夜間人口の推移をみると、昼間人口よりも夜間人口が多くなっています。また、昼入、昼出の状況でも、通学とともに昼出が上回っています。

(単位：人、%、世帯)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
年少人口	0～14歳	6,451	5,932	5,415	5,063
生産年齢人口	15～64歳	21,935	24,294	23,930	23,021
高齢人口	65歳以上	2,415	3,357	4,408	5,459
人口合計		30,813	33,583	33,766	33,545
高齢化率(高齢/総人口)		7.8	10.0	13.1	16.3
世帯数		9,200	10,805	11,386	12,058
平均世帯人員(総人口/世帯)		3.3	3.1	3.0	2.8

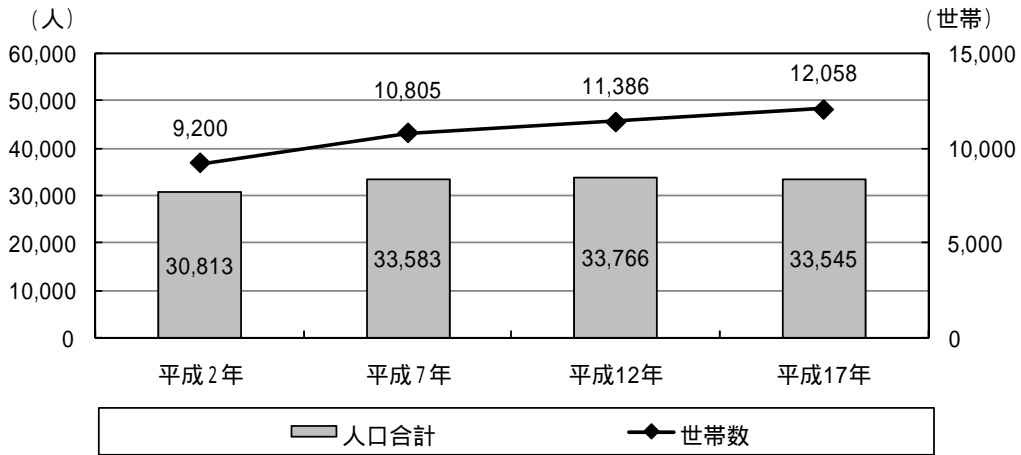
年齢不詳分を含む

資料：国勢調査

³⁹ 高齢化率：65歳以上の高齢人口が総人口に占める割合。

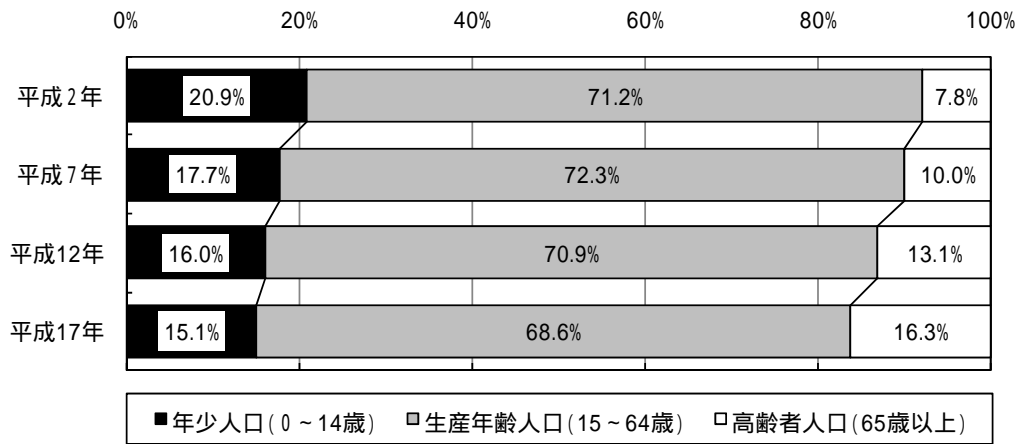
⁴⁰ コーホート変化率法：各コーホート(集団)について、人口増減の要因となる自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去からの実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

人口合計・世帯数の推移



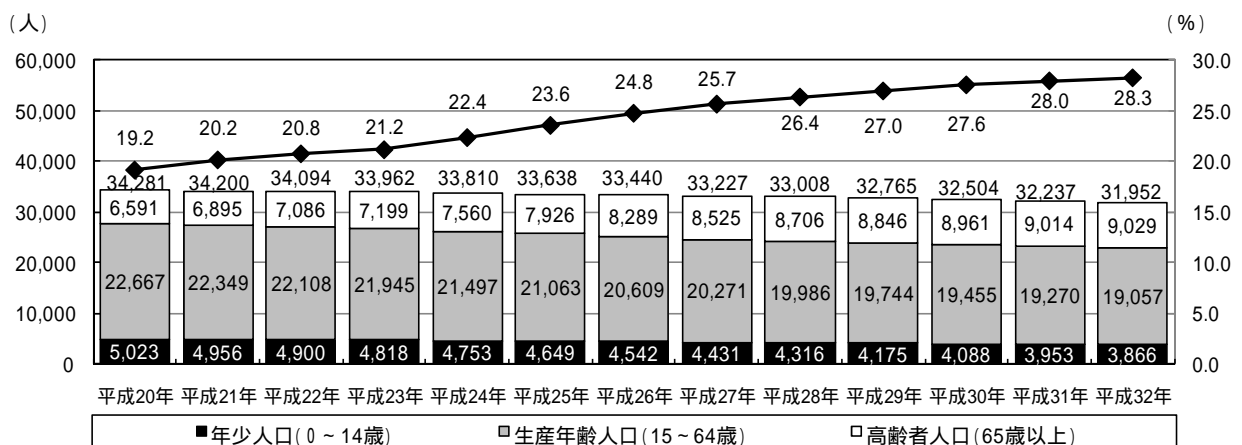
資料：播磨町統計書（2010年）

年齢3区分別人口の推移



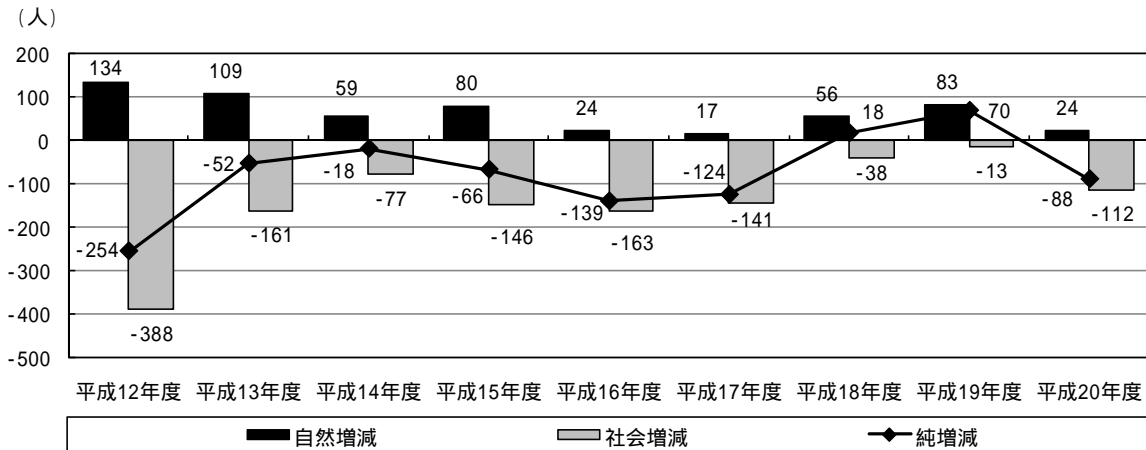
資料：播磨町統計書（2010年）

将来人口推計



資料：平成16年 - 平成20年10月時点の住民基本台帳（外国人を含む）をもとにコーホート変化率法によって算出

人口動態の推移



資料：住民グループ

昼間人口・夜間人口の推移

(単位：人)

年次	昼間人口	夜間人口	昼入			昼出			昼入出の差
			総数	通勤	通学	総数	通勤	通学	
平成2年	27,189	30,801	7,592	6,753	839	11,204	9,362	1,842	3,612
平成7年	29,266	33,583	8,668	7,936	732	12,985	11,214	1,771	4,317
平成12年	29,541	33,753	8,261	7,653	608	12,473	10,985	1,488	4,212
平成17年	29,186	33,543	7,935	7,468	467	12,292	11,016	1,276	4,357

資料：国勢調査

(4) 産業

第1次産業、第2次産業については、近年減少傾向にあります。

一方で、小売業やサービス業にあたる第3次産業の就業者は増加傾向にあり、平成17年においては全体の64.0%を占めています。

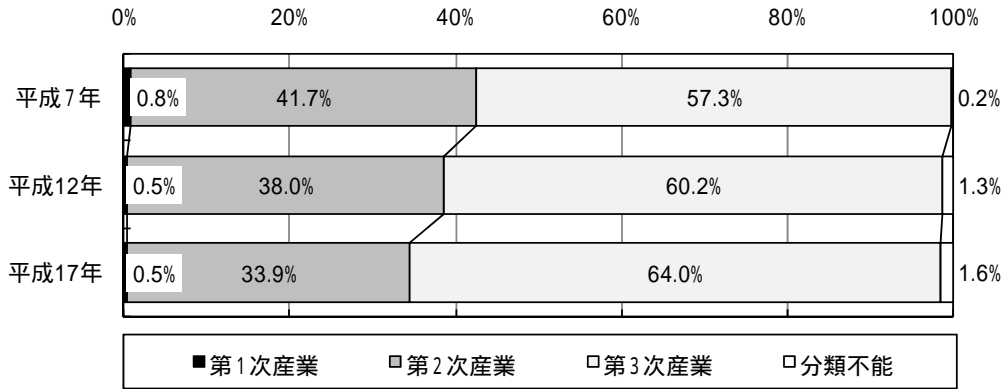
(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年
就業者数	16,146	15,836	15,407
第1次産業	127	81	77
第2次産業	6,727	6,023	5,222
第3次産業	9,254	9,533	9,858

年齢不詳分を含む

資料：播磨町統計書(2010年)

産業別就業者割合の推移



資料：播磨町統計書（2010年）

（5）土地利用

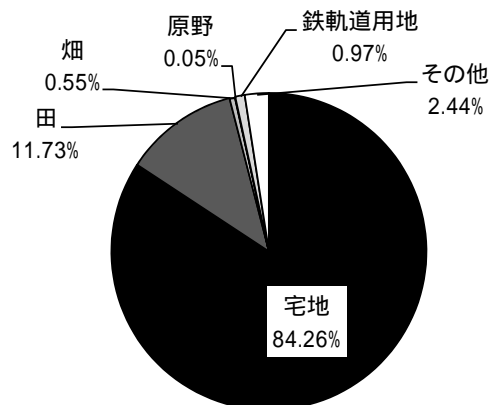
本町の宅地面積は、平成18年には510.77ha、平成22年には516.76haとなっており増加傾向にあります。農地の宅地化が進行しており、平成22年の宅地面積は84.26%となっています。

（単位：ha）

区分	宅地	田	畑	原野	鉄軌道用地	その他
平成18年	510.77	80.01	3.61	0.34	5.62	13.48
平成19年	512.66	78.20	3.52	0.33	5.88	13.39
平成20年	514.04	76.79	3.51	0.32	5.92	13.28
平成21年	516.09	73.93	3.38	0.32	5.92	13.64
平成22年	516.76	71.97	3.36	0.33	5.92	14.98

資料：播磨町統計書（2010年）各年1月1日現在

土地利用状況（平成22年）



資料：播磨町統計書（2010年）

2 . 町の部門別 CO₂ 排出量

播磨町の部門別 CO₂ 排出量は、次のとおりです。

(単位：千トン CO₂)

部 門 名		CO ₂ 排出量			
		平成 2 年	平成 19 年	平成 20 年	
産業部門	製造業	547	492	449	
	建設・鉱業	4	4	3	
	農林水産業	0	0	0	
	小計()	551	496	452	
家庭部門()		24	37	36	
業務部門()		19	29	26	
運輸部門	自動車	(旅客)	19	31	32
		(貨物)	15	13	13
	鉄道	2	2	2	
	船舶	23	19	19	
	小計()	59	65	66	
廃棄物部門()		2	4	4	
合 計(+ + + +)		655	631	584	

【参考：部門別 CO₂ 排出量の算定手順について】

播磨町の部門別 CO₂ 排出量は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に沿って算定しています。

算定式は次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{産業部門（製造業）} &= (\text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等}) \\ &\quad \times \text{播磨町の製造品出荷額等} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

分子量を使って炭素を二酸化炭素に換算

$$\begin{aligned} \text{産業部門（建設・鉱業）} &= (\text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数}) \\ &\quad \times \text{播磨町の従業者数} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{産業部門（農林水産業）} &= (\text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数}) \\ &\quad \times \text{播磨町の従業者数} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{家庭部門} &= (\text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数}) \\ &\quad \times \text{播磨町の世帯数} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{業務部門} &= (\text{都道府県の業務部門炭素排出量} / \text{都道府県の床面積}) \times \\ &\quad \text{播磨町の床面積} \times (44 / 12) \end{aligned}$$

運輸部門（自動車） = (全国の自動車車種別炭素排出量 / 全国の自動車車種別保有台数)
× 播磨町の自動車保有台数 × (44 / 12)

運輸部門（鉄道） = (全国の運輸鉄道炭素排出量 / 全国の人口) × 播磨町の人口
× (44 / 12)

運輸部門（船舶） = (全国の運輸船舶炭素排出量 / 全国の入港船舶総トン数)
× 播磨町の入港船舶総トン数 × (44 / 12)

一般廃棄物（プラスチック類） = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.69

一般廃棄物（合成繊維） = 焼却処理量 × 0.028 × 2.29 焼却量の種類別排出係数
全国平均合成繊維比率 焼却量の種類別排出係数

産業部門の「都道府県の従業者数」「播磨町の従業者数」については、従業員数の把握に用いる事業者・企業統計が5年に1度の全数調査データを使用しているため、平成19年、平成20年の両データとも平成18年度データを使用しています。

家庭部門の「都道府県の世帯数」「播磨町の世帯数」については、総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数を使用しているため、平成19年、平成20年の両データとも平成19年度末データを使用しています。

運輸部門（鉄道）の「全国の人口」「播磨町の人口」については、総務省が公表している住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数を使用しているため、平成19年、平成20年の両データとも平成19年度末データを使用しています。



3 . アンケート調査結果

住民の環境に対する意識は次のとおりです。

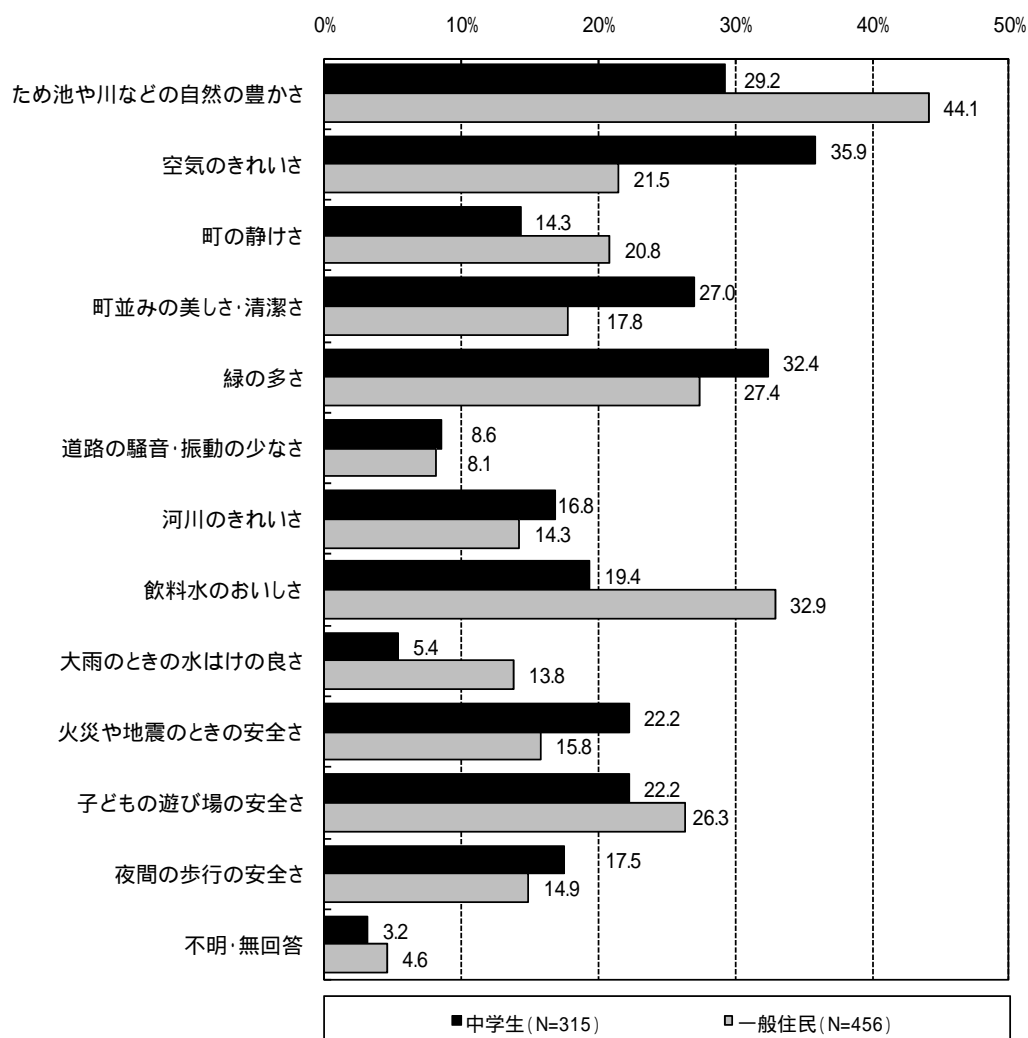
(環境意識調査：平成21年10、11月 ゆめづくり塾「活力あるハリマ創り塾」の協力を得て実施)

1) 周辺環境について

将来にわたって残したい環境について

播磨町の中で、よい環境、将来にわたって残したい環境については、中学生では「空気のきれいさ」最も高く、次いで「緑の多さ」となっています。一般住民では「ため池や川などの自然の豊かさ」が最も高く、次いで「飲料水のおいしさ」となっています。

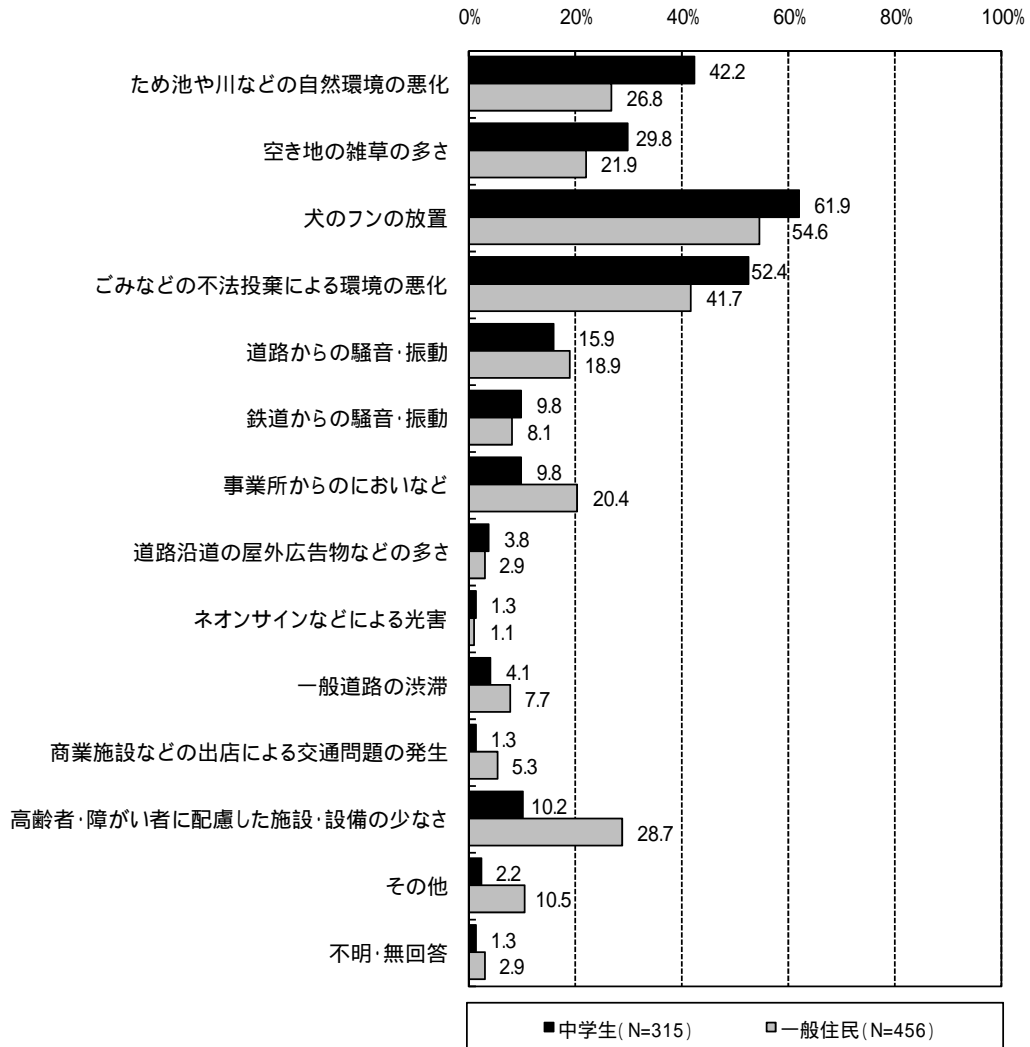
播磨町の中で、よい環境、将来にわたって残したい環境は何か



播磨町の環境上の問題について

播磨町の中で、あなたが思う環境上の問題については、中学生、一般住民ともに「犬のフンの放置」が最も高く、次いで「ごみなどの不法投棄による環境の悪化」となっています。

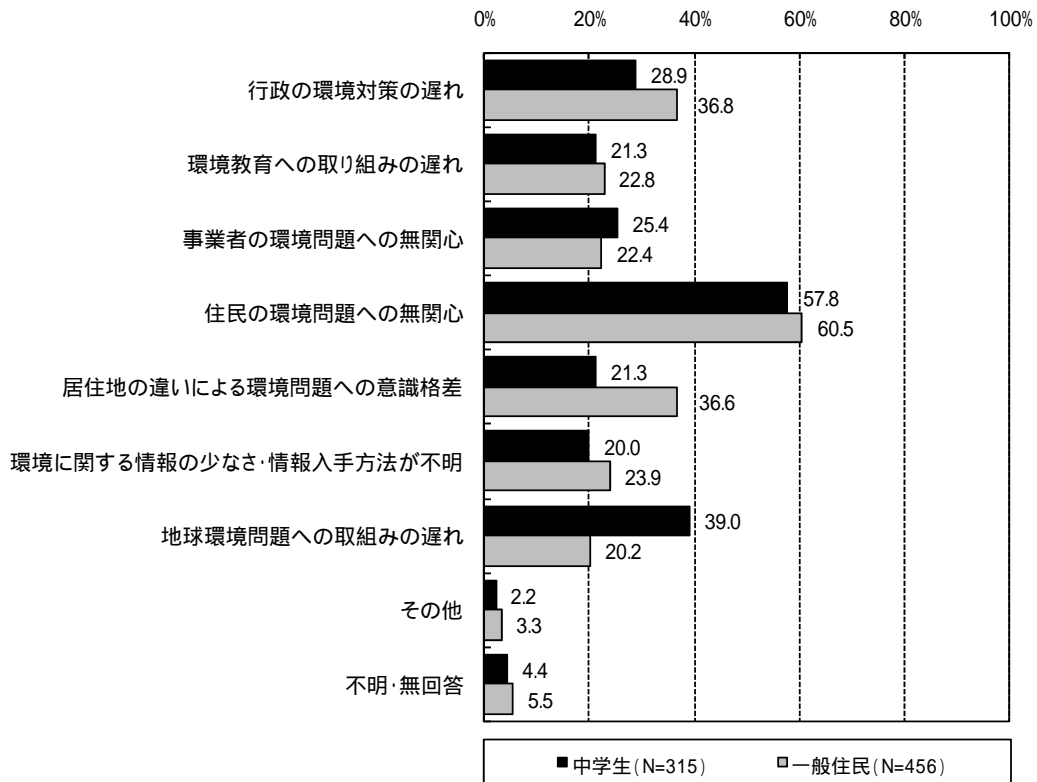
播磨町の中で、環境上の問題は何か



環境上の問題の原因について

播磨町の中で、あなたが思う環境上の問題は何が原因だと思うかについては、中学生、一般住民ともに「住民の環境問題への無関心」が最も高くなっています。次いで、中学生では「地球環境問題への取組みの遅れ」、一般住民では「行政の環境対策の遅れ」「居住地の違いによる環境問題への意識格差」となっています。

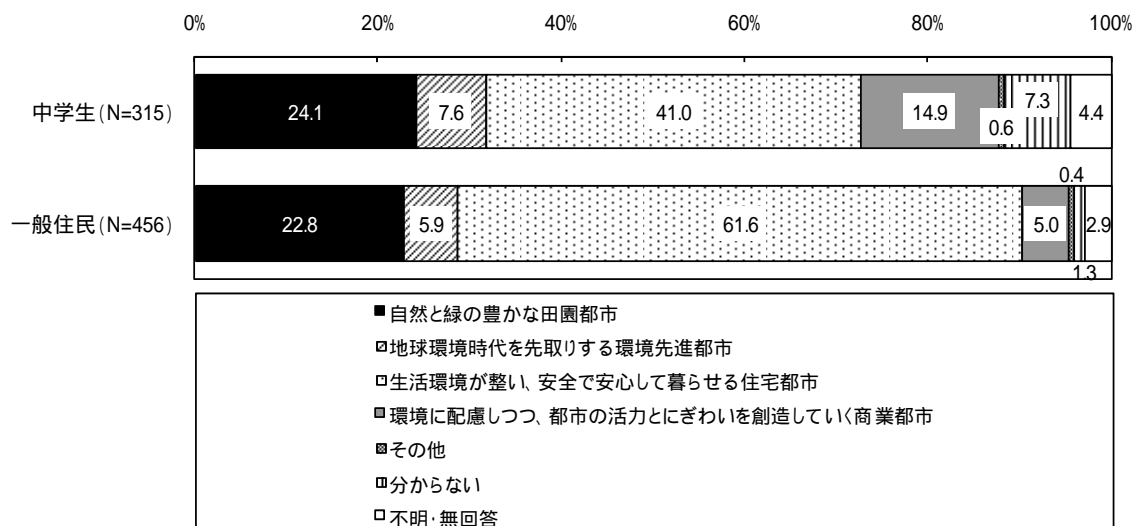
播磨町の中で、環境上の問題は何が原因だと思うか



将来の播磨町の環境について

将来、播磨町の環境がどのようにあってほしいかについては、中学生、一般住民ともに「生活環境が整い、安全で安心して暮らせる住宅都市」が最も高く、次いで「自然と緑の豊かな田園都市」となっています。

将来、播磨町がどのようにあってほしいか

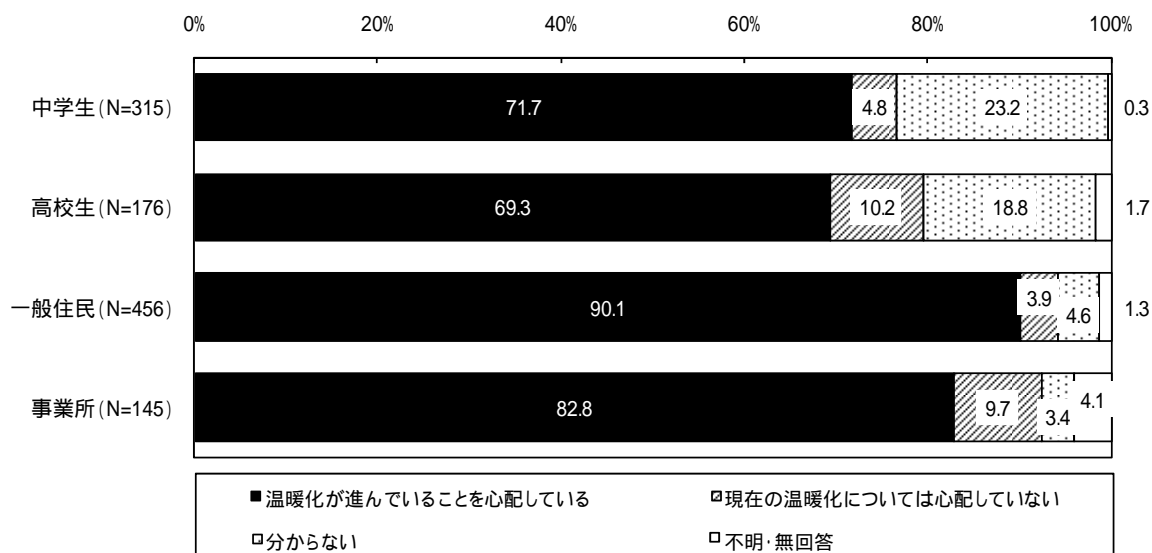


2) 地球温暖化問題について

地球温暖化の影響について

地球温暖化の影響について、どう思うかについては、すべてのアンケート結果で「温暖化が進んでいることを心配している」が6割以上と高くなっています。特に、一般住民では9割以上となっています。

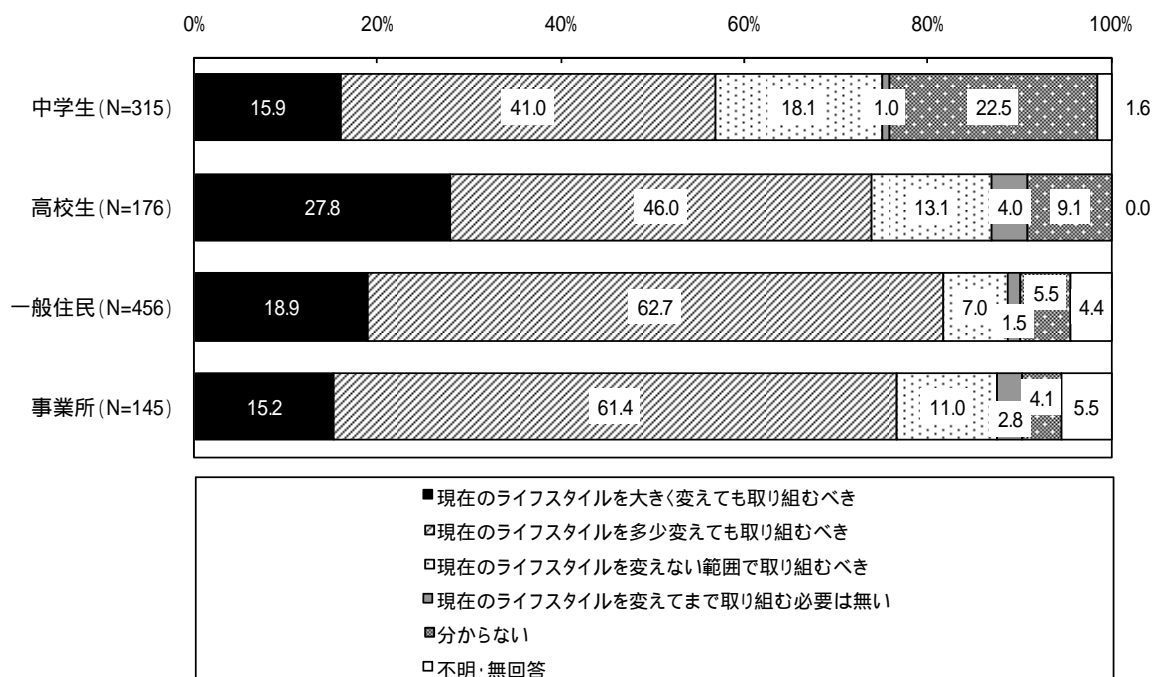
地球温暖化の影響について、どう思うか



地球温暖化防止に向けての取り組みについて

地球温暖化防止に向けて、どのように取り組むべきと思うかについては、すべてのアンケート結果で「現在のライフスタイルを多少変えても取り組むべき」が最も高くなっています。特に、一般住民、事業者では6割以上となっています。

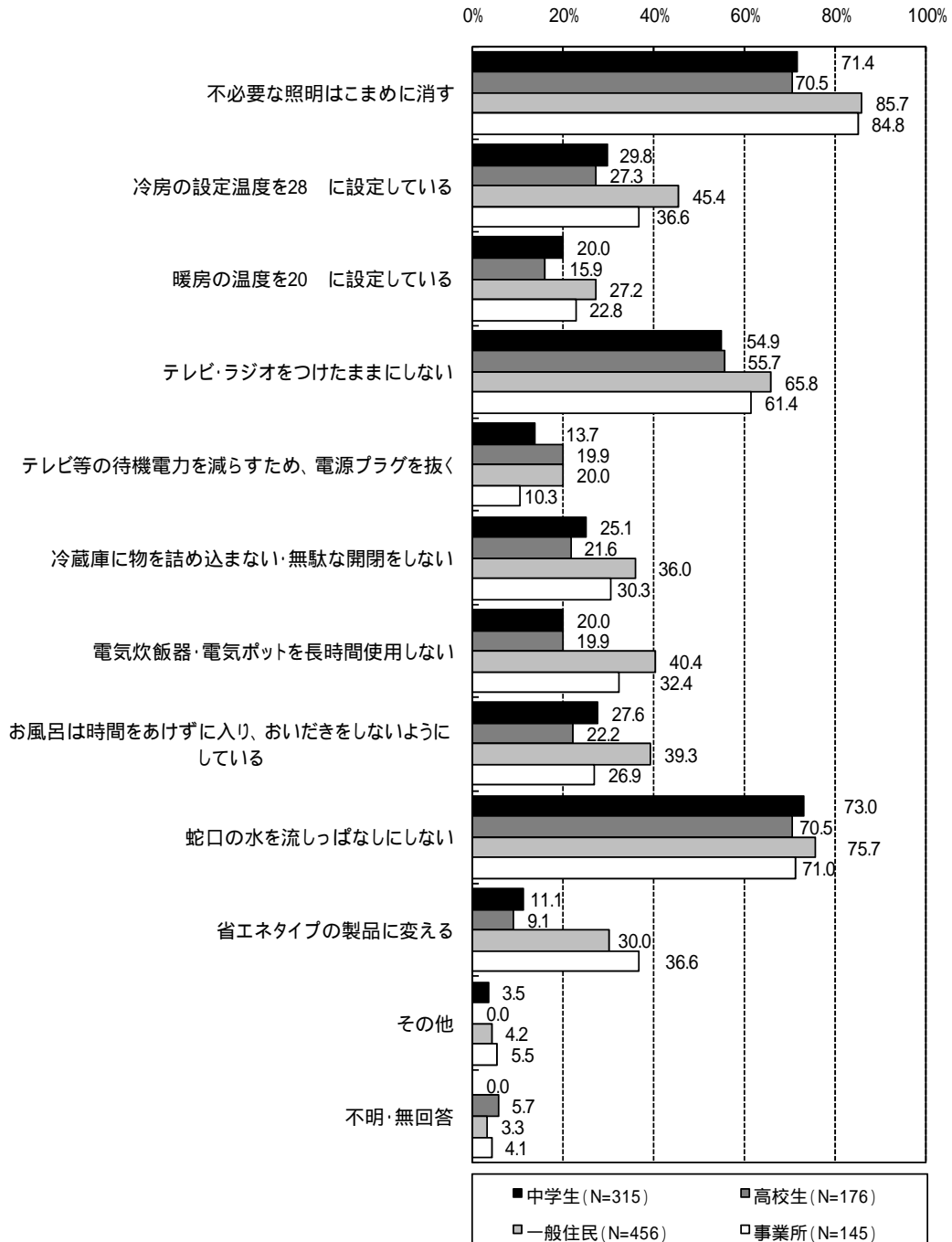
地球温暖化防止に向けて、どのように取り組むべきと思うか



現在実践している省エネ活動について

現在実践されている省エネ活動については、すべてのアンケート結果で「 unnecessaryな照明はこまめに消す」と「蛇口の水を流しっぱなしにしない」がそれぞれ7割以上と高くなっています。また、「テレビ・ラジオをつけたままにしない」はすべてのアンケート結果で5割以上となっています。

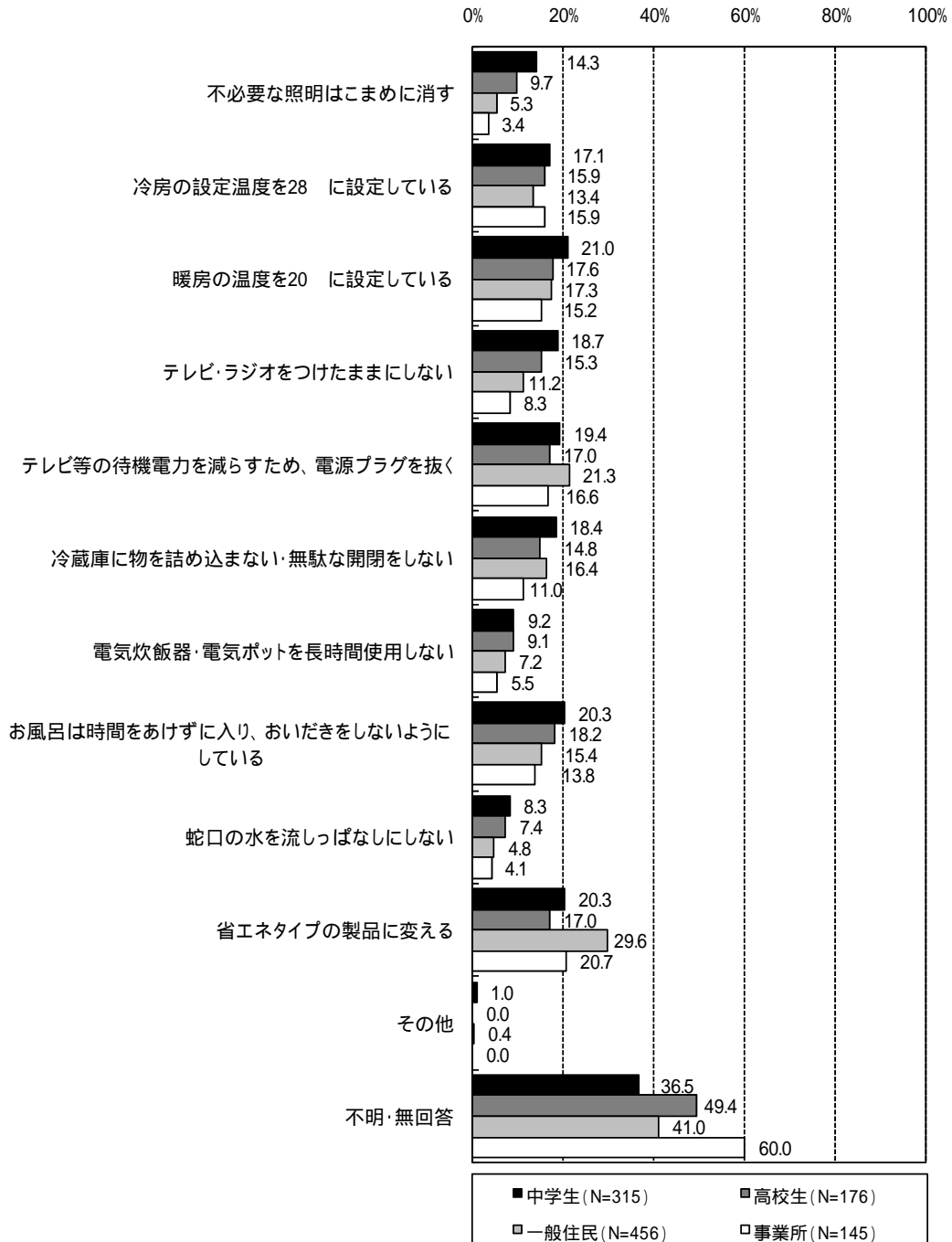
現在実践している省エネ活動



今後取り組みたい省エネ活動について

今後取り組みたい省エネ活動については、中学生では「暖房の温度を 20 に設定している」、高校生では「お風呂は時間をあけずに入り、おいだきをしないようにしている」が最も高くなっています。一方、一般住民、事業者では「省エネタイプの製品に変える」が最も高くなっています。

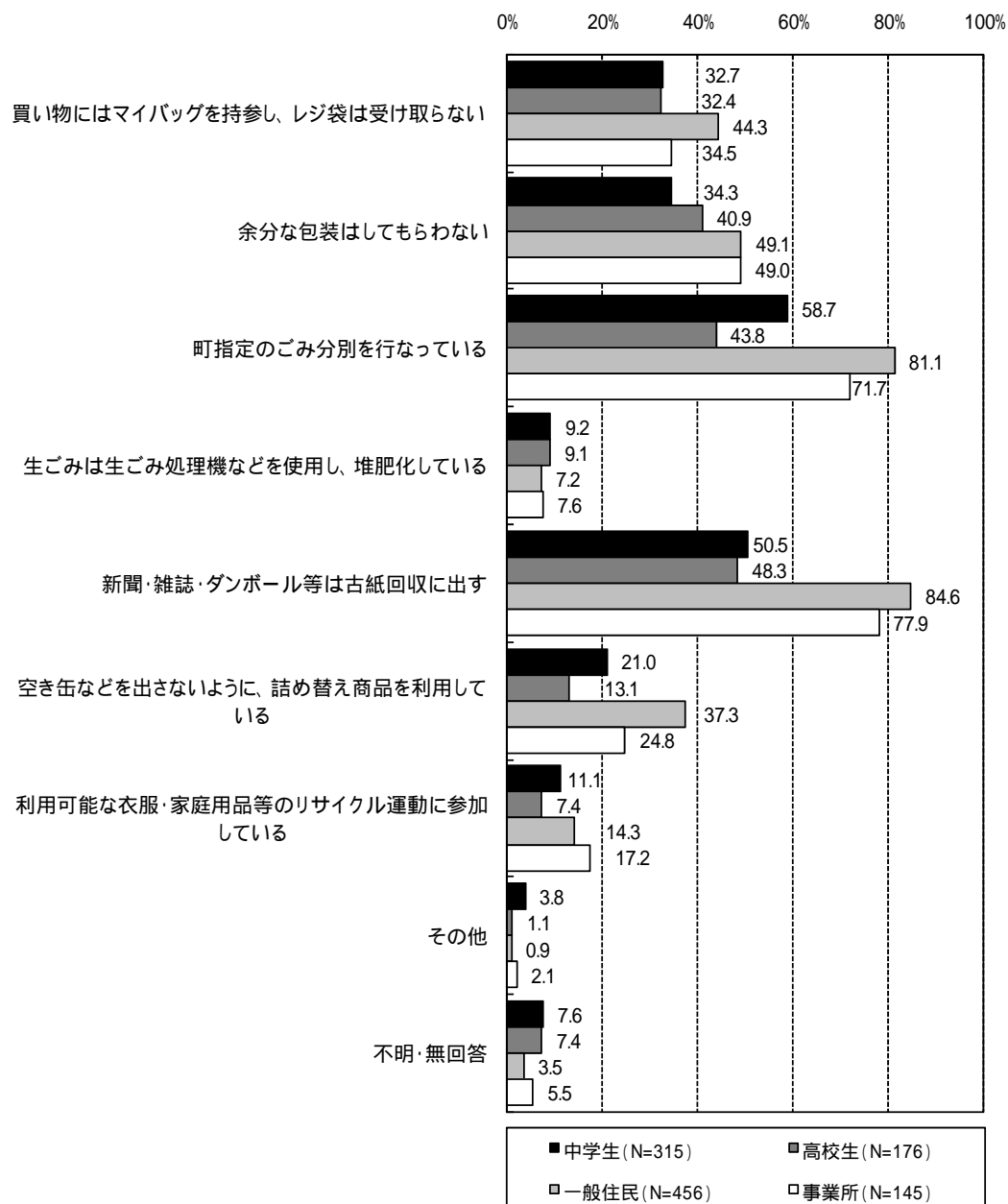
今後取り組みたい省エネ活動



ごみの減量化への取り組みについて

CO₂削減に欠かせない、ごみの減量化への取り組みについては、すべてのアンケート結果で「町指定のごみ分別を行なっている」と「新聞・雑誌・ダンボール等は古紙回収に出す」が高くなっています。特に、一般住民、事業者ではそれぞれの項目が7割以上となっています。

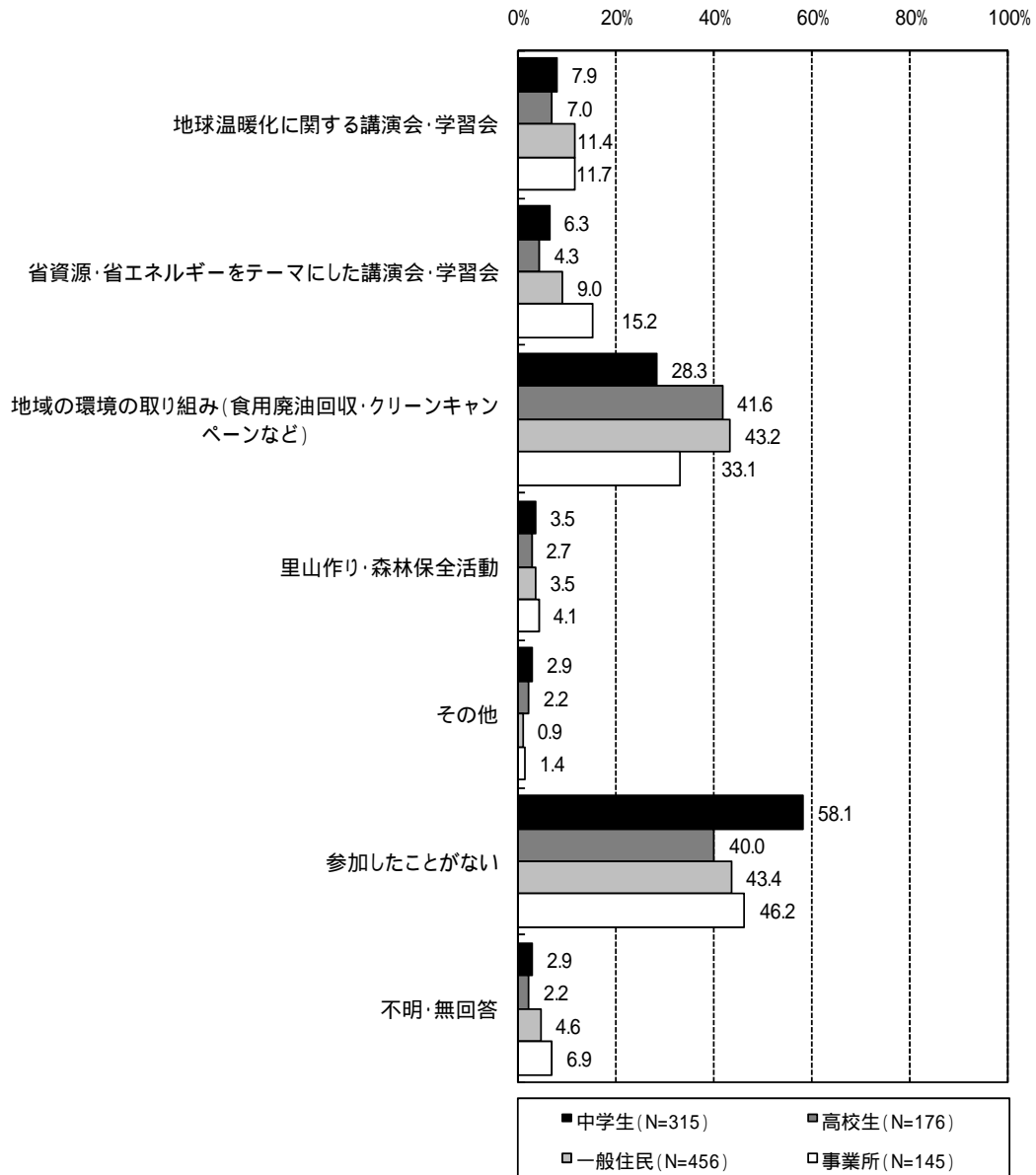
ごみの減量化への取り組み



参加したことがある地域での取り組みについて

地球温暖化防止の推進には、地域の取り組みが必要ですが、地域での取り組みで、これまでに参加したことがあるものについては、すべてのアンケート結果で「地域の環境の取り組み（食用廃油回収・クリーンキャンペーンなど）」と「参加したことがない」が高くなっています。特に、中学生では「参加したことがない」が5割以上となっています。

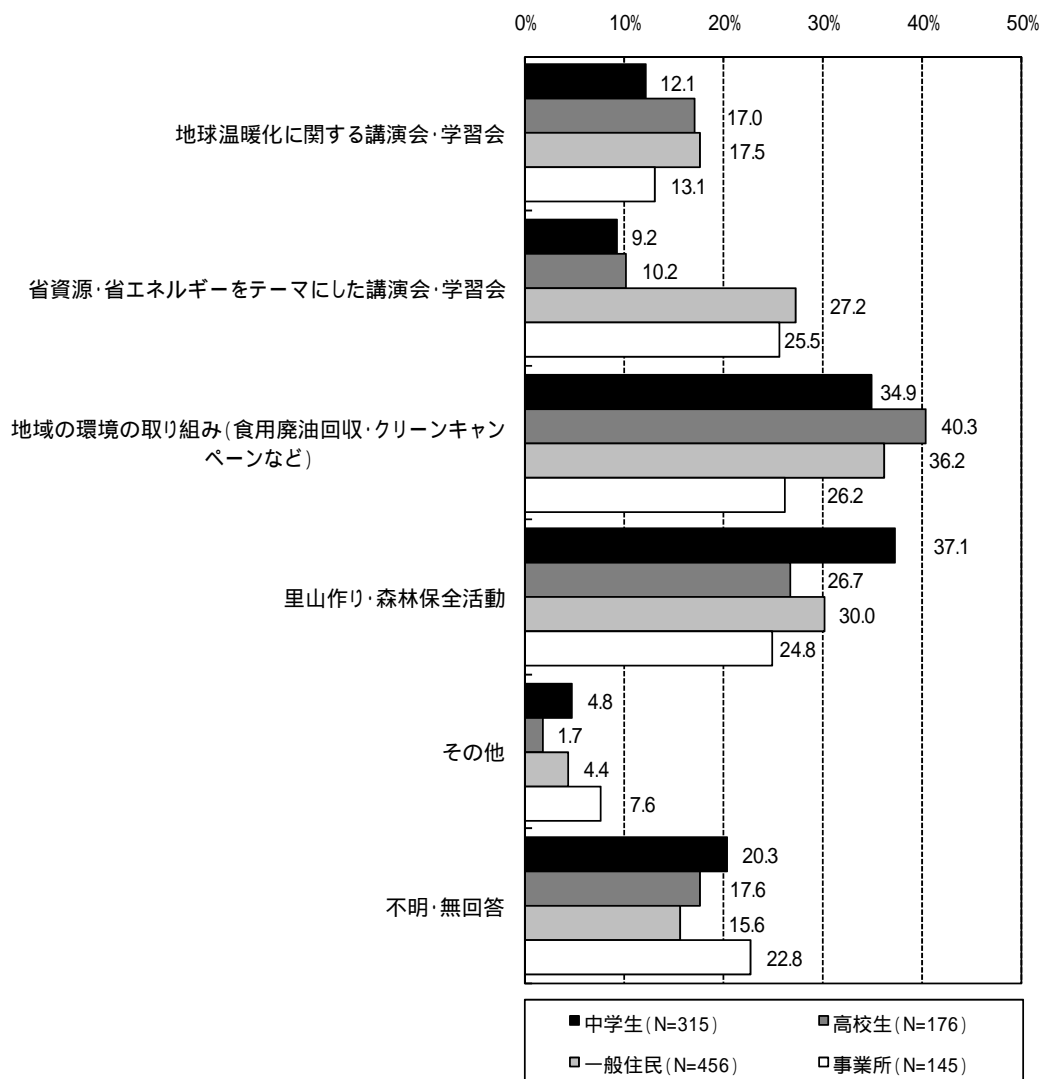
地域での取り組みで、これまで参加したことがあるもの



今後参加してみたい地球温暖化防止への取り組みについて

今後参加してみたい地球温暖化防止への取り組みについては、中学生以外のアンケート結果では「地域の環境の取り組み（食用廃油回収・クリーンキャンペーンなど）」が最も高くなっています。中学生では「里山作り・森林保全活動」が最も高くなっています。

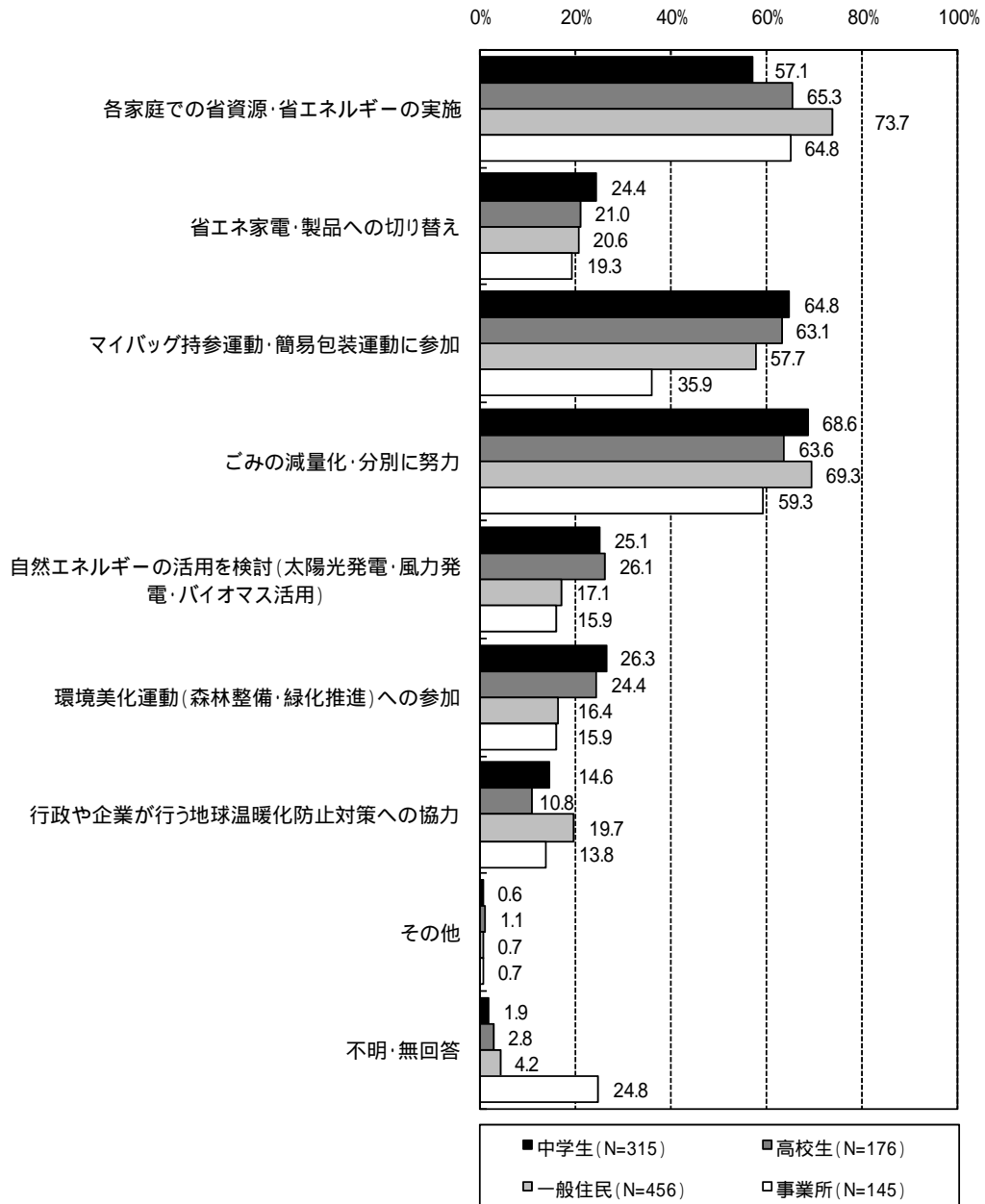
今後参加してみたい地球温暖化への取り組み



地球温暖化防止のために、個人が重点的に取り組むべきことについて

地球温暖化防止のために、個人が重点的に取り組むべきことは何かについては、すべてのアンケート結果で「各家庭での省資源・省エネルギーの実施」「マイバッグ持参運動・簡易包装運動に参加」「ごみの減量化・分別に努力」が高くなっています。

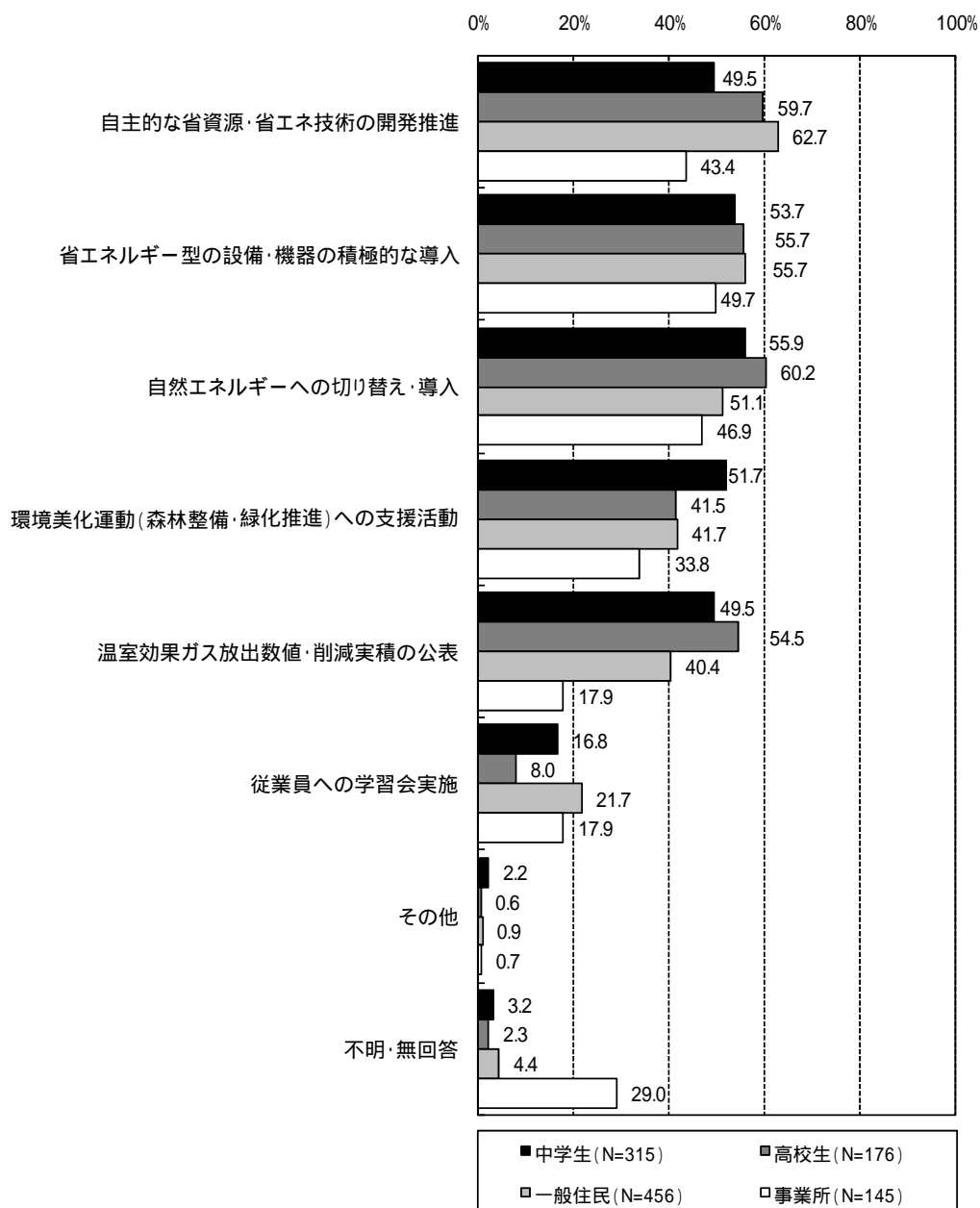
地球温暖化防止のために、個人が重点的に取り組むべきことは何か



地球温暖化防止に向けて、事業者や団体が重点的に取り組むべきことについて

地球温暖化防止に向けて、事業者や団体が重点的に取り組むことは何かについては、中学生、高校生では「自然エネルギーへの切り替え・導入」、一般住民では「自主的な省資源・省エネ技術の開発推進」の開発推進」、事業者では「省エネルギー型の設備・機器の積極的な導入」が最も高くなっています。

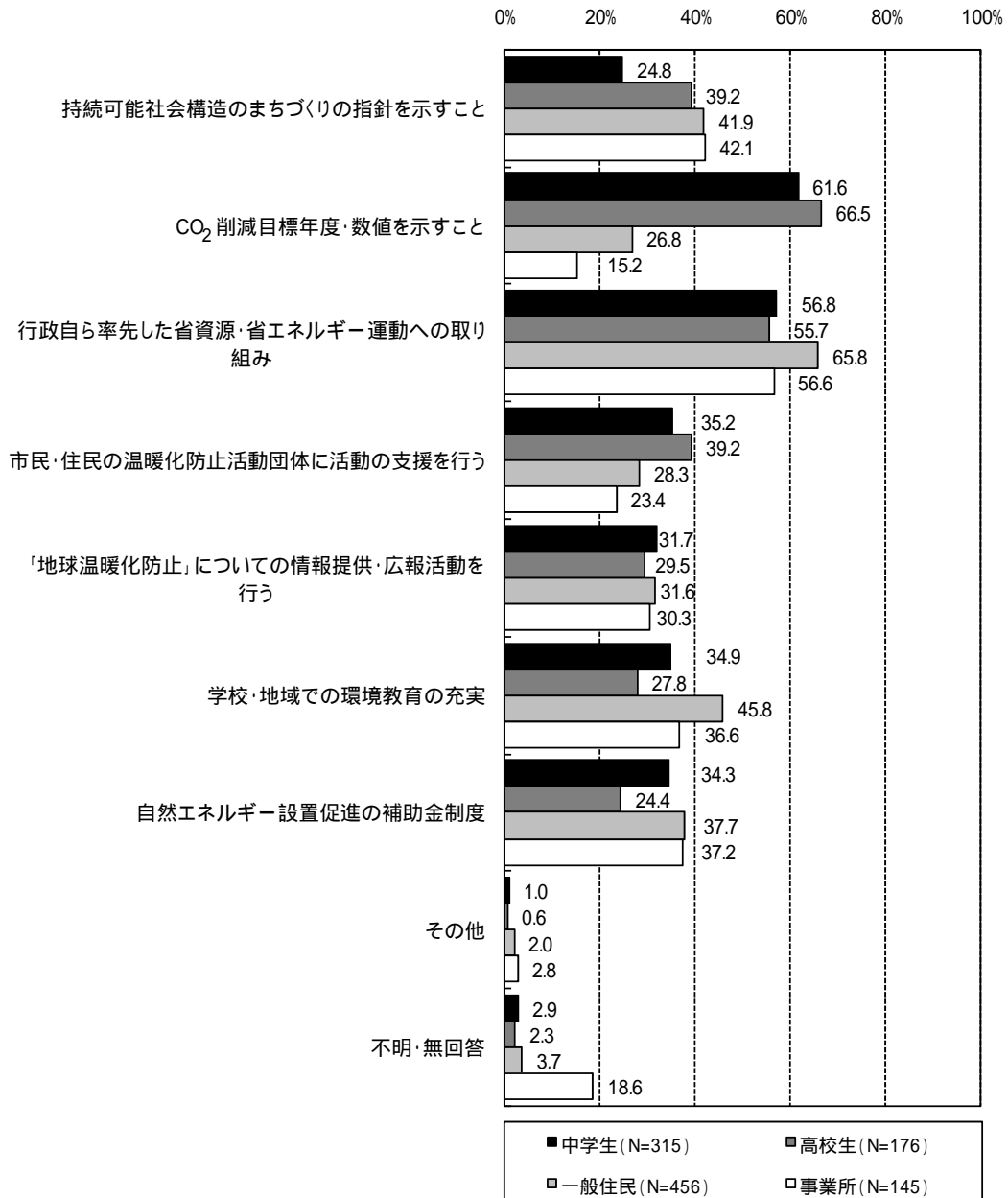
地球温暖化防止に向けて、事業者や団体が重点的に取り組むべきことは何か



地球温暖化防止に向けて、行政が重点的に取り組むべきことについて

地球温暖化防止に向けて、行政が重点的に取り組むべきことは何かについては、中学生、高校生では「CO₂削減目標年度・数値を示すこと」が最も高くなっています。一方、一般住民、事業者では「行政自ら率先した省資源・省エネルギー運動への取り組み」が最も高くなっています。

地球温暖化防止に向けて、行政が重点的に取り組むべきことは何か



4 . 環境基本計画策定経過

(1) 環境審議会等の開催

環境審議会等開催スケジュール

	開催日時	内容
第1回	平成 22 年 10 月 19 日(火) 14 時～ 播磨町役場 第 1 庁舎 BC 会議室	1. 播磨町環境基本計画の策定について 2. 住民アンケート調査、事業所アンケート調査報告書について 3. その他
	平成 22 年 11 月 9 日(火) 平成 22 年 11 月 10 日(水)	事業所ヒアリング調査の実施
第2回	平成 22 年 11 月 25 日(木) 10 時～ 播磨町中央公民館 特別研修室	1. 事業所ヒアリング調査報告 2. 播磨町環境基本計画骨子案について めざすべき環境像について 基本目標について 計画の構成について 3. その他
第3回	平成 22 年 12 月 22 日(水) 10 時 30 分～ 播磨町役場 第 1 庁舎 BC 会議室	1. ワークショップ テーマ「播磨町の良いところ 気になるところ」 2. その他
第4回	平成 23 年 1 月 24 日(月) 9 時 30 分～ 播磨町中央公民館 視聴覚室	1. 環境基本計画について 2. 第 2 回ワークショップ テーマ「3 つの環境課題への取り組みについて」 【3 つの課題】 ・温暖化防止・低炭素社会づくり ・ごみ問題・リサイクルなど、循環型社会づくり ・生きものや自然など、生物多様性について 3. その他
第5回	平成 23 年 2 月 14 日(月) 10 時～ 播磨町役場 第 1 庁舎 BC 会議室	1. 環境基本計画原案について 2. その他
第6回	平成 23 年 3 月 12 日(土) 13 時 30 分～ 播磨町役場 第 1 庁舎 302 会議室	1. 環境基本計画原案について 2. その他 パブリックコメントについて
	平成 23 年 3 月 15 日(火)～22 日(火)	パブリックコメントの実施

(2) 環境審議会設置要綱

播磨町環境審議会条例

平成 11 年 3 月 2 日条例第 7 号

改正 平成 17 年 6 月 9 日条例第 19 号

改正 平成 22 年 9 月 29 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、本町に播磨町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体等を代表する者
- (3) 町その他関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、特に必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、すこやか環境グループにおいて処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 播磨町公害対策審議会条例 (昭和 47 年条例第 5 号) は、廃止する。
- 3 最初に招集される審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成 17 年 6 月 9 日条例第 19 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 29 日条例第 14 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(3) 環境審議会名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
横 山 孝 雄	兵庫県立大学 非常勤講師
藤 井 昭 子	元神戸女子大学教授
唐 木 喜 代	元加古川農業改良普及センター所長
山 口 陽 一 郎	播磨町商工会 会長
濱 岡 秀 行	播磨町自治会連合会 副会長
中 村 ルリ子	播磨町連合婦人会 会長
本 谷 かをる	播磨町消費者協会 会長
黒 田 吉 人	兵庫県地球温暖化防止活動推進員
中 島 智 子	一般公募委員
中 野 千 景	
古 川 正 文	東播磨県民局環境課 課長
枘 田 正 伸	播磨町理事

: 会長

: 副会長

播磨町環境基本計画
～みんなで育む 豊かな環境のまち はりま～

発行年月:平成 23 年3月

発行:播磨町すこやか環境グループ

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 30 号

TEL:079-435-0355(代表) FAX:079-435-0831